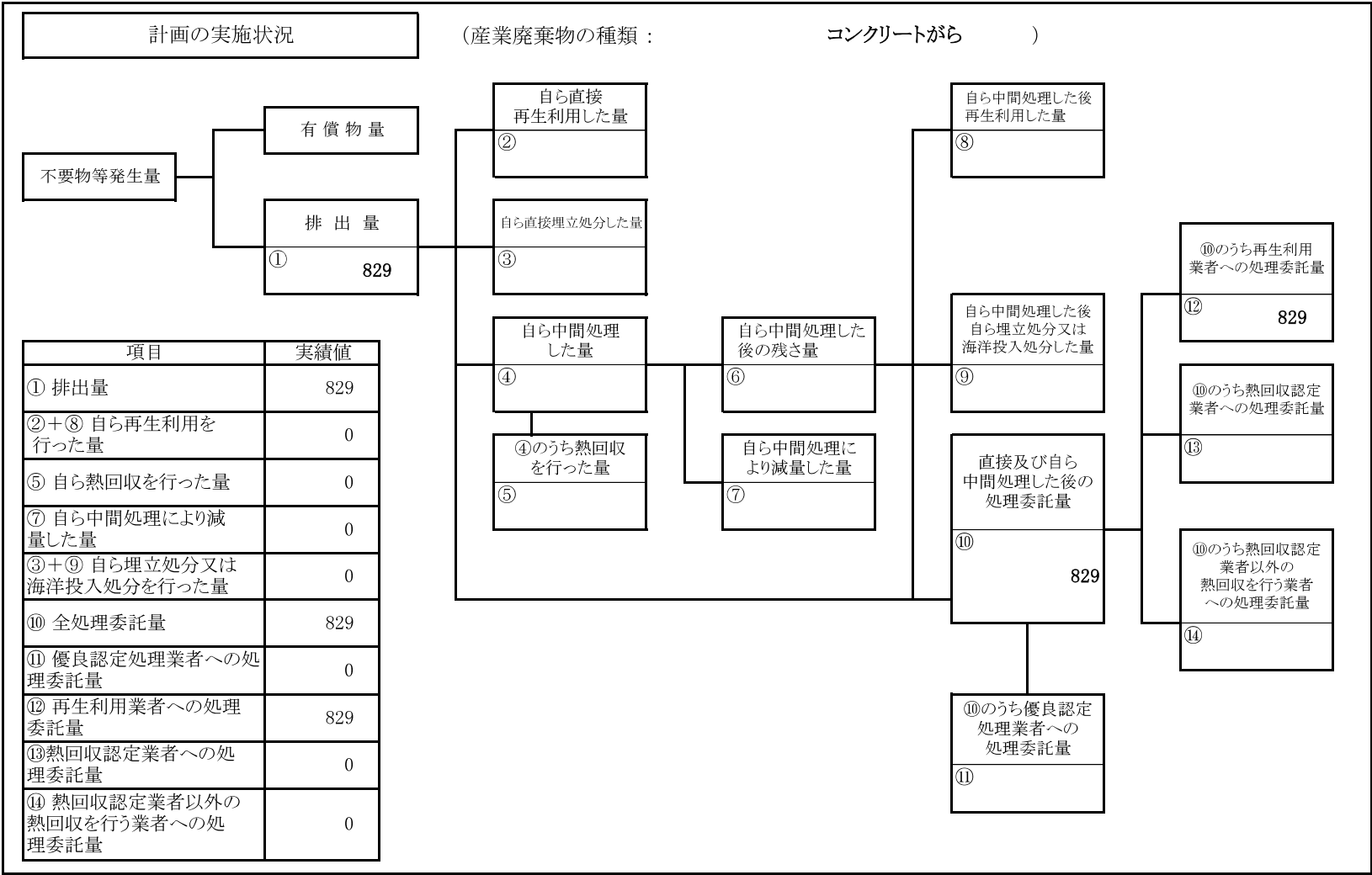
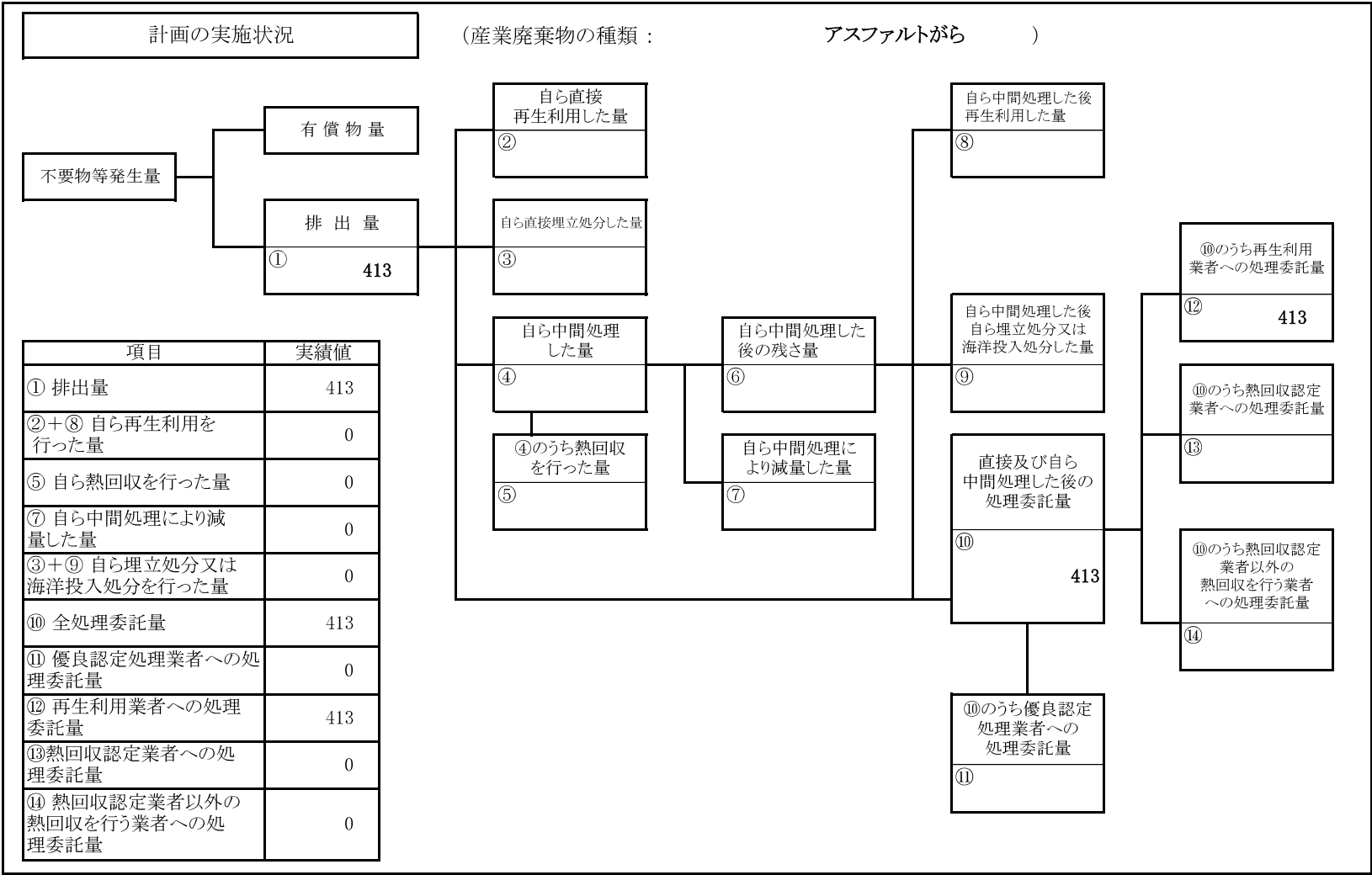


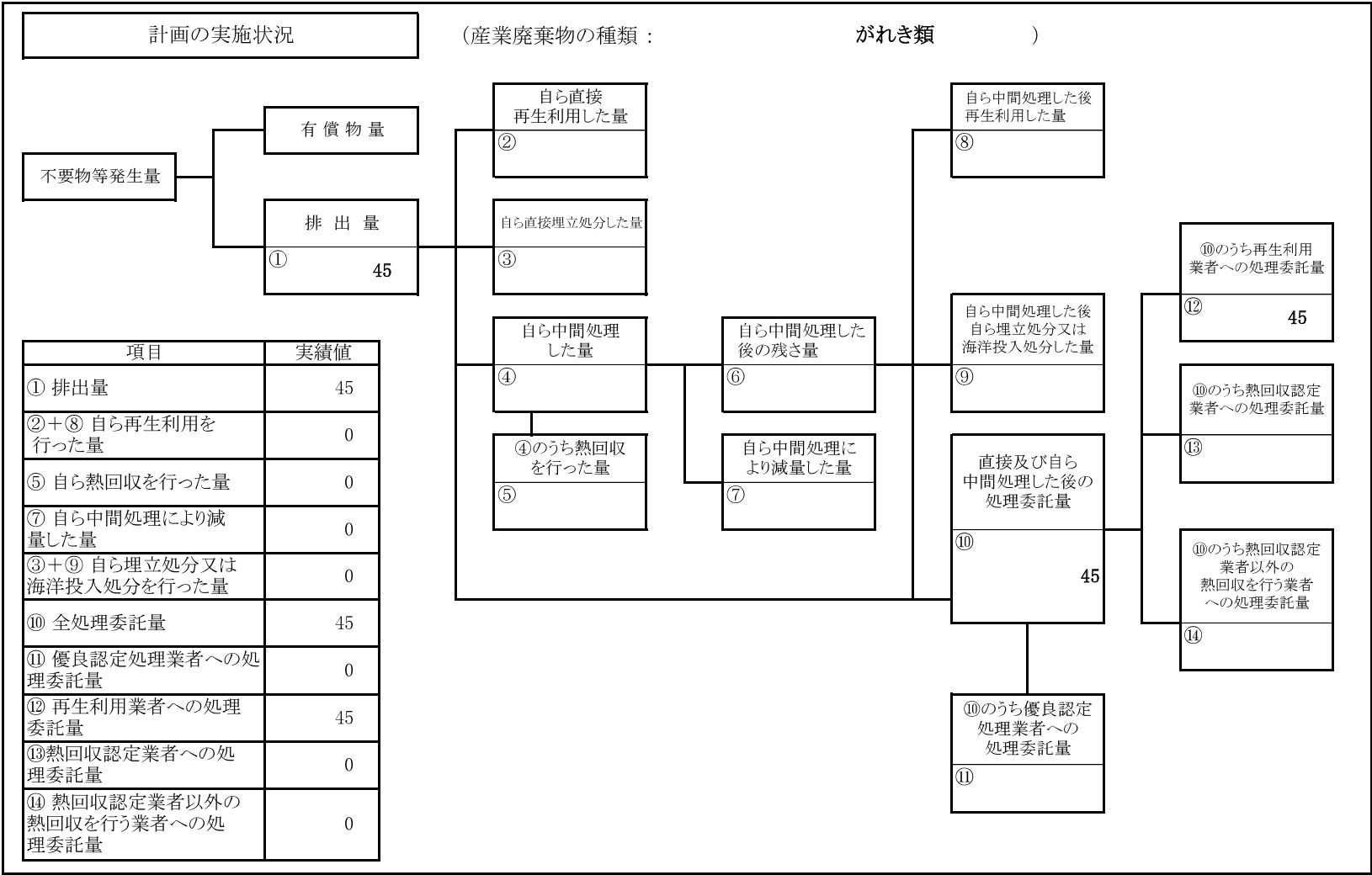
産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和 7年 5月 28日			
豊橋市長 殿			
提出者			
住所 豊橋市前芝町字山内53番地1			
氏名 前芝建材株式会社			
代表取締役 安井 一雅			
電話番号 0532-31-0616			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	前芝建材株式会社		
事業場の所在地	豊橋市前芝町字山内53番地1		
事業の種類	06：総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	3300.00t	全処理委託量	3295.00t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	3295.00t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	2.00t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			



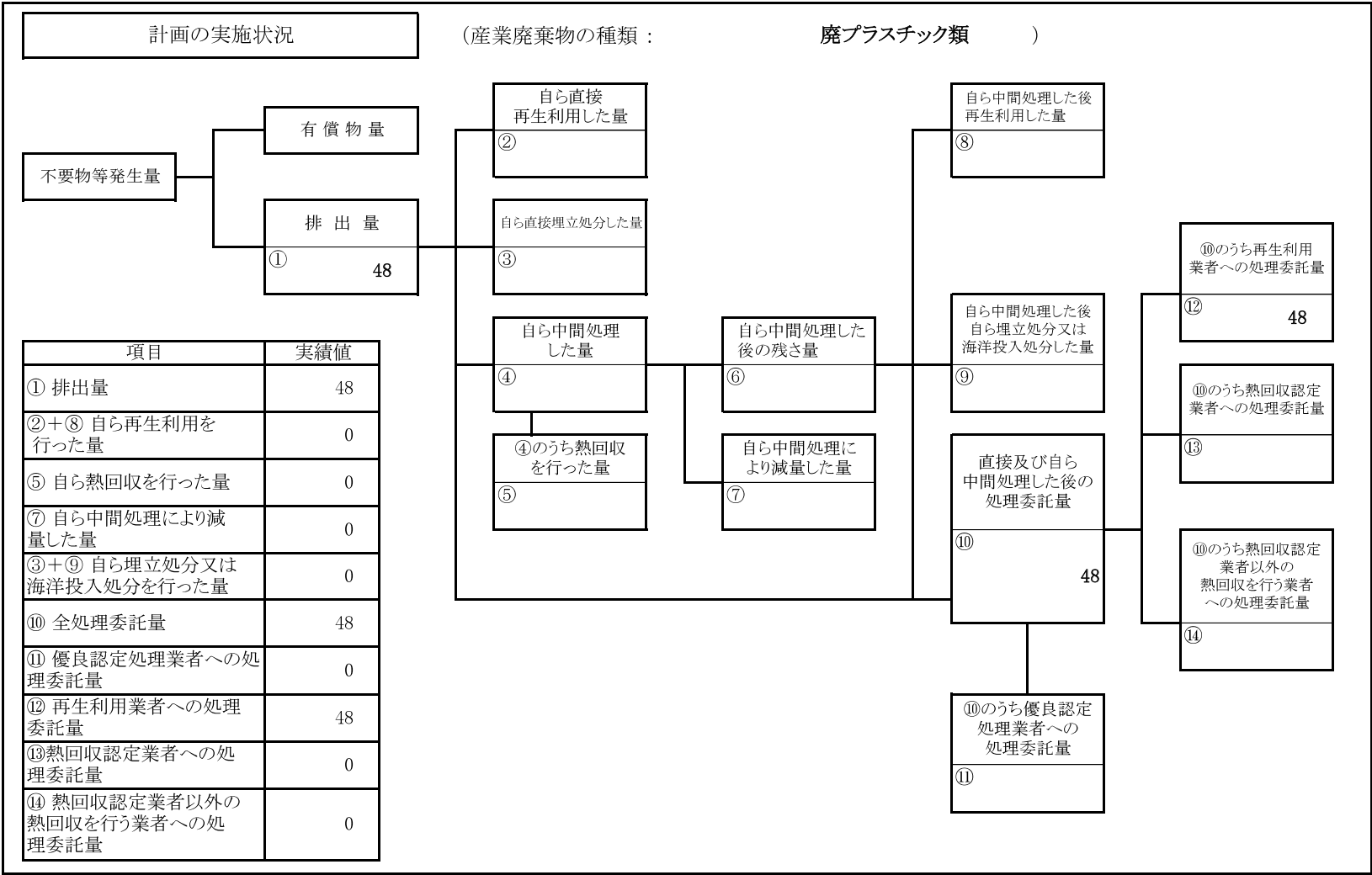
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



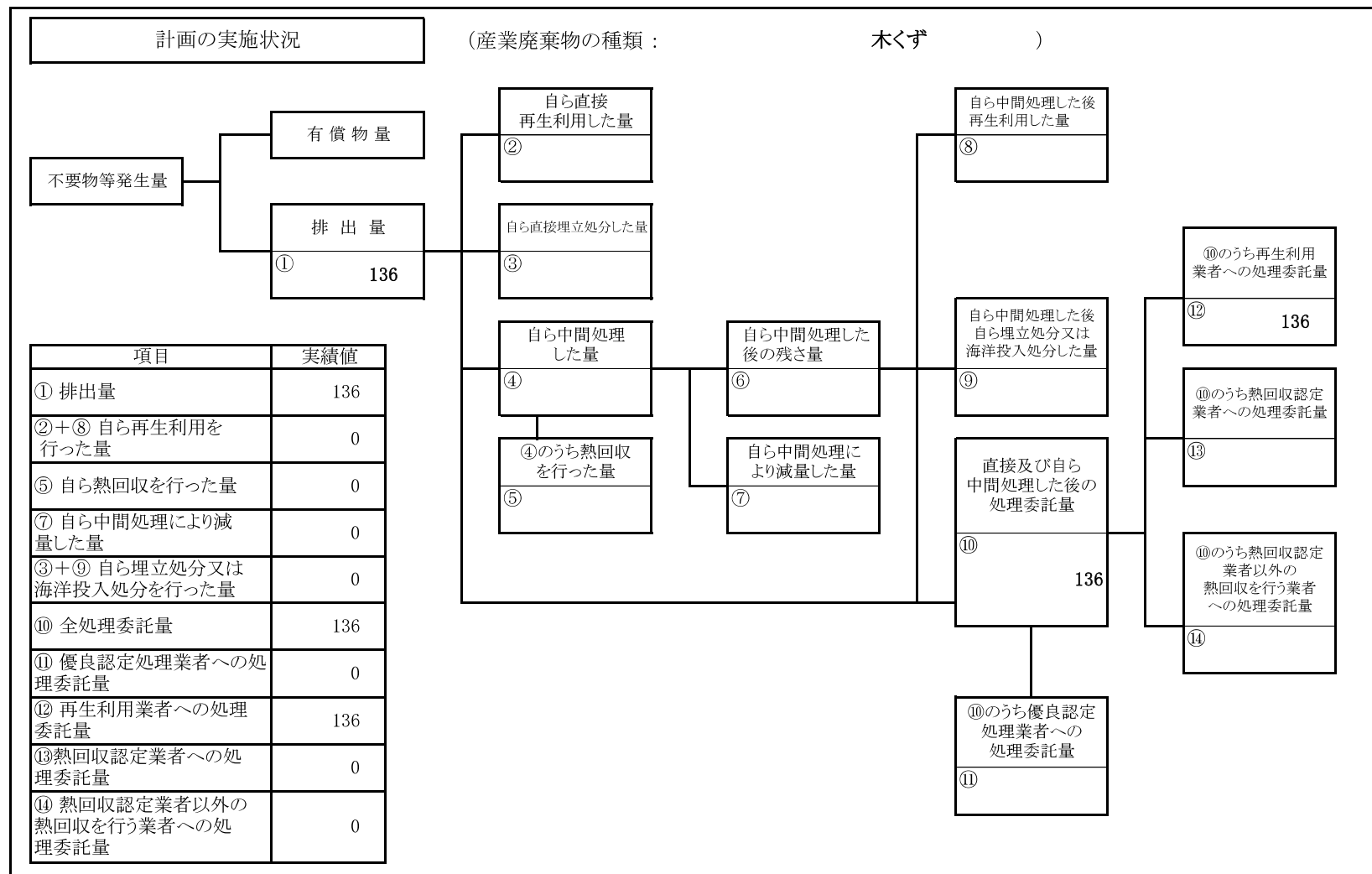
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



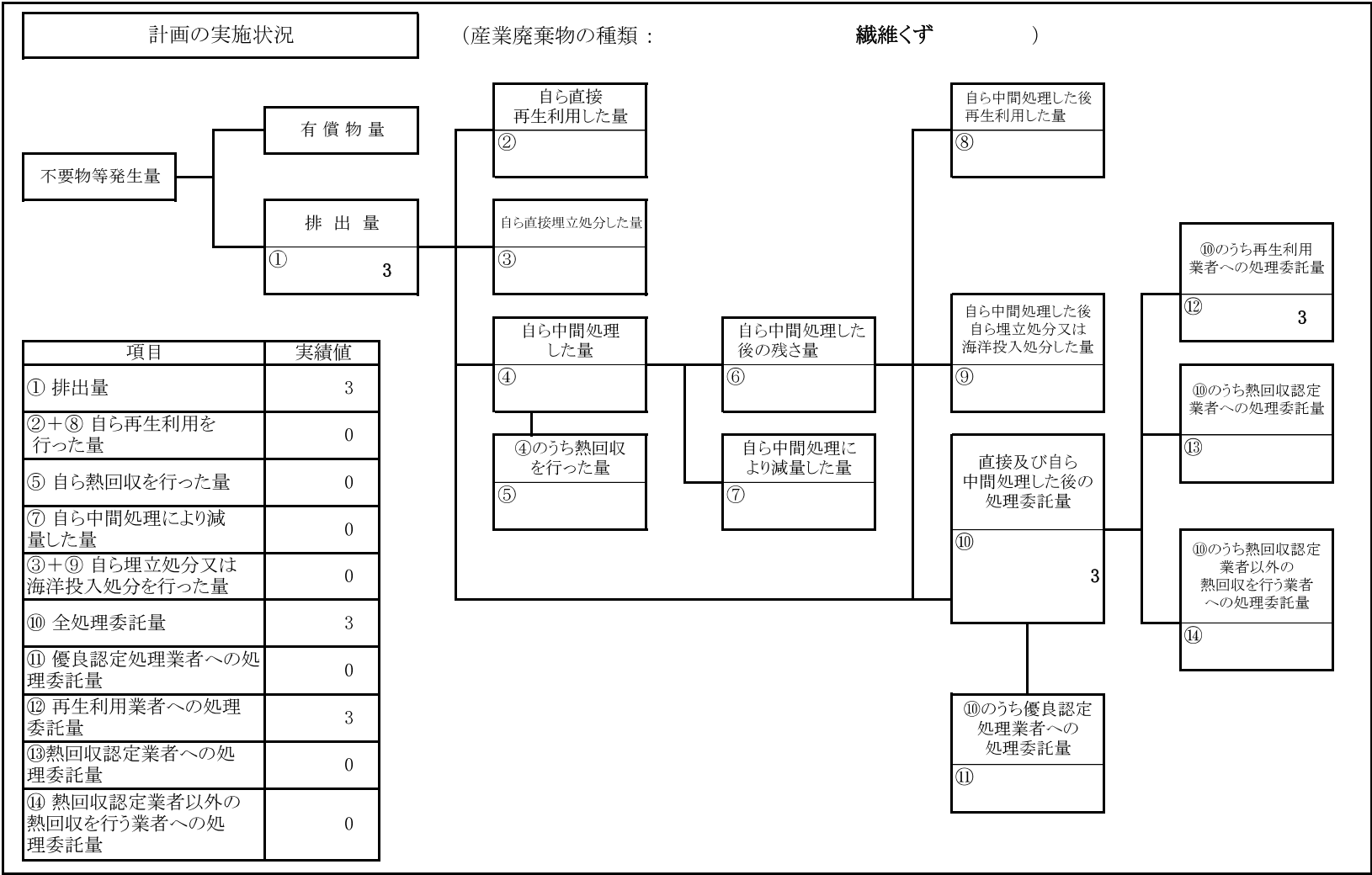
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



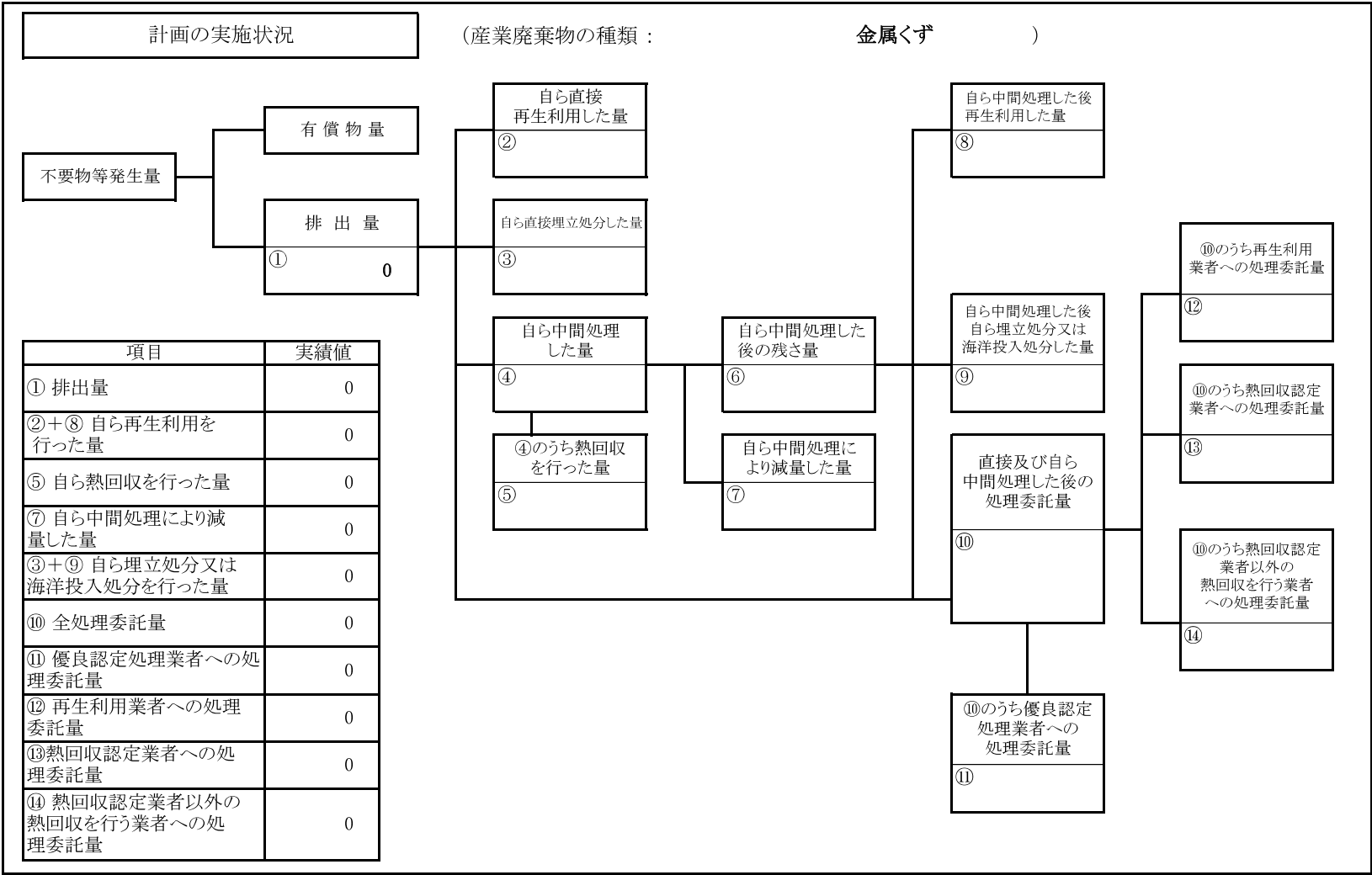
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



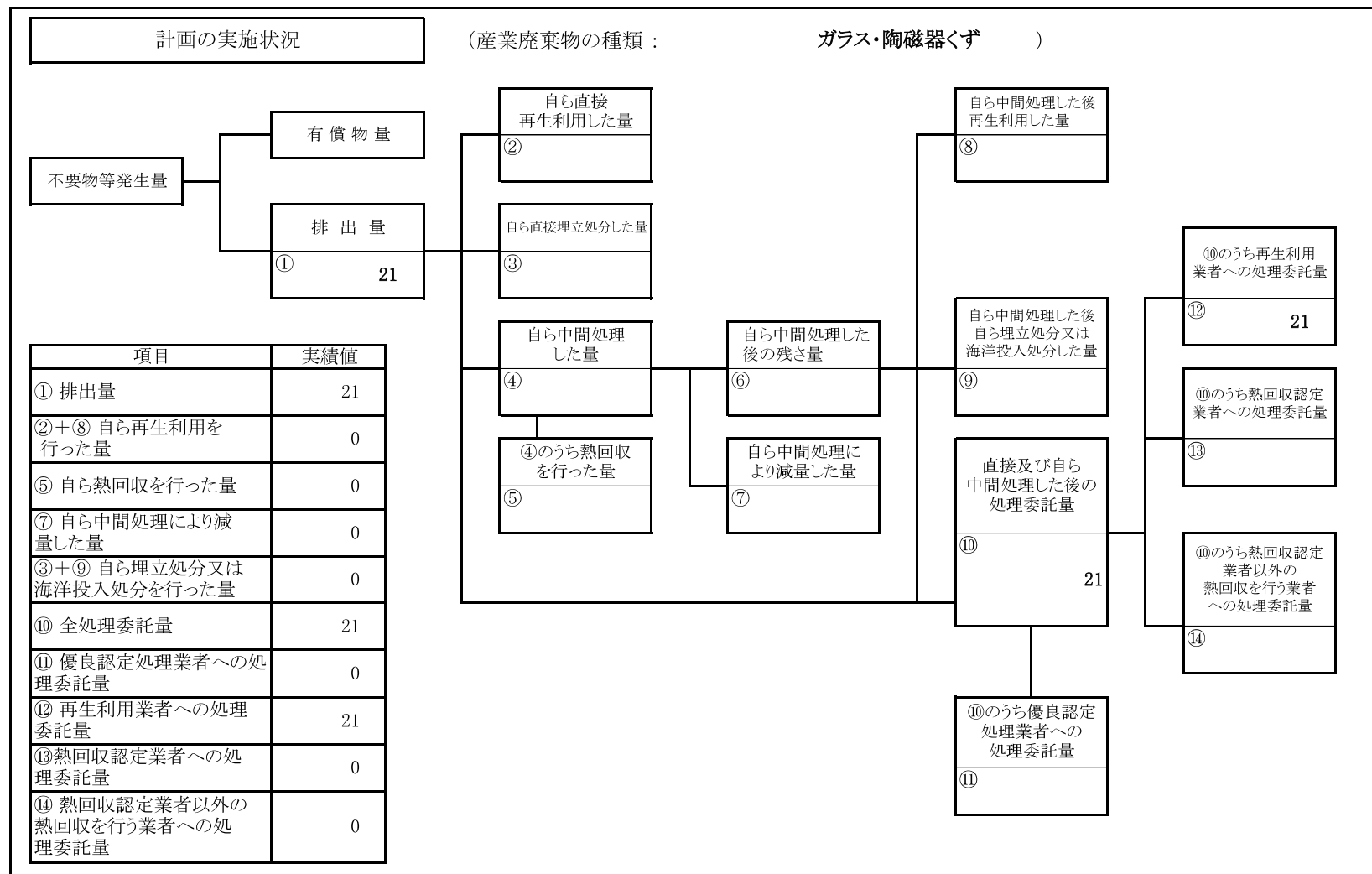
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

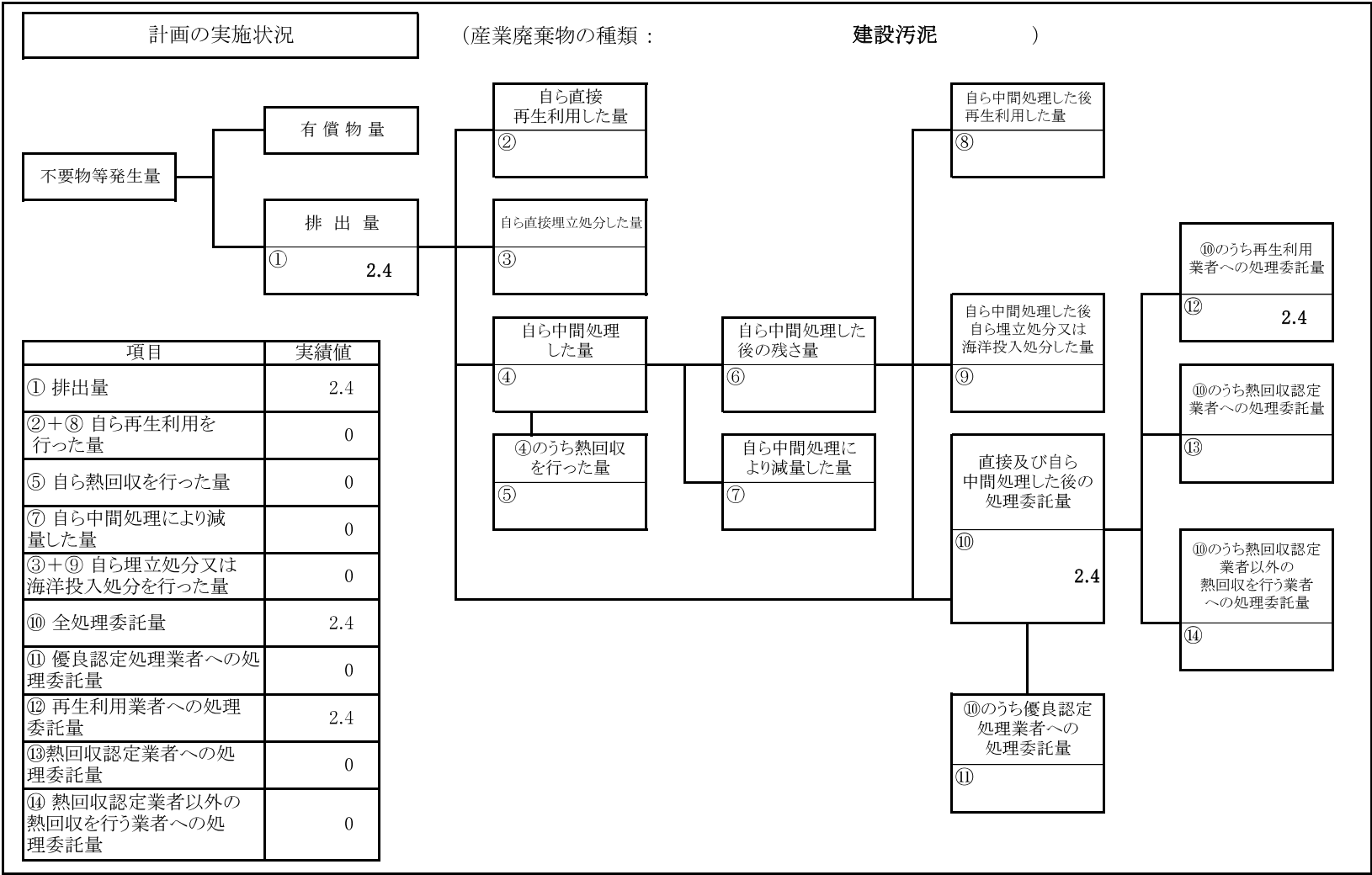


※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

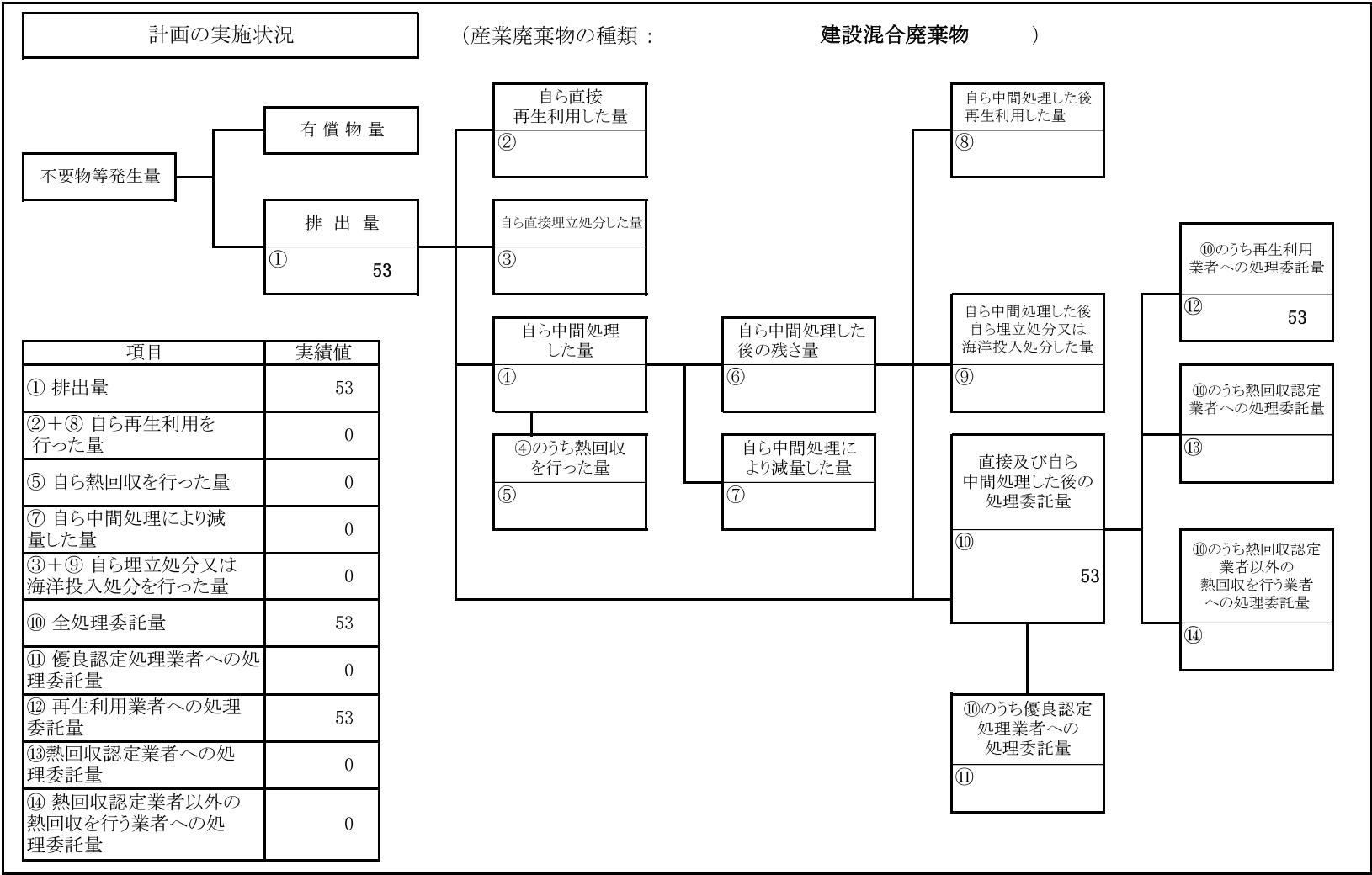


(第2面)

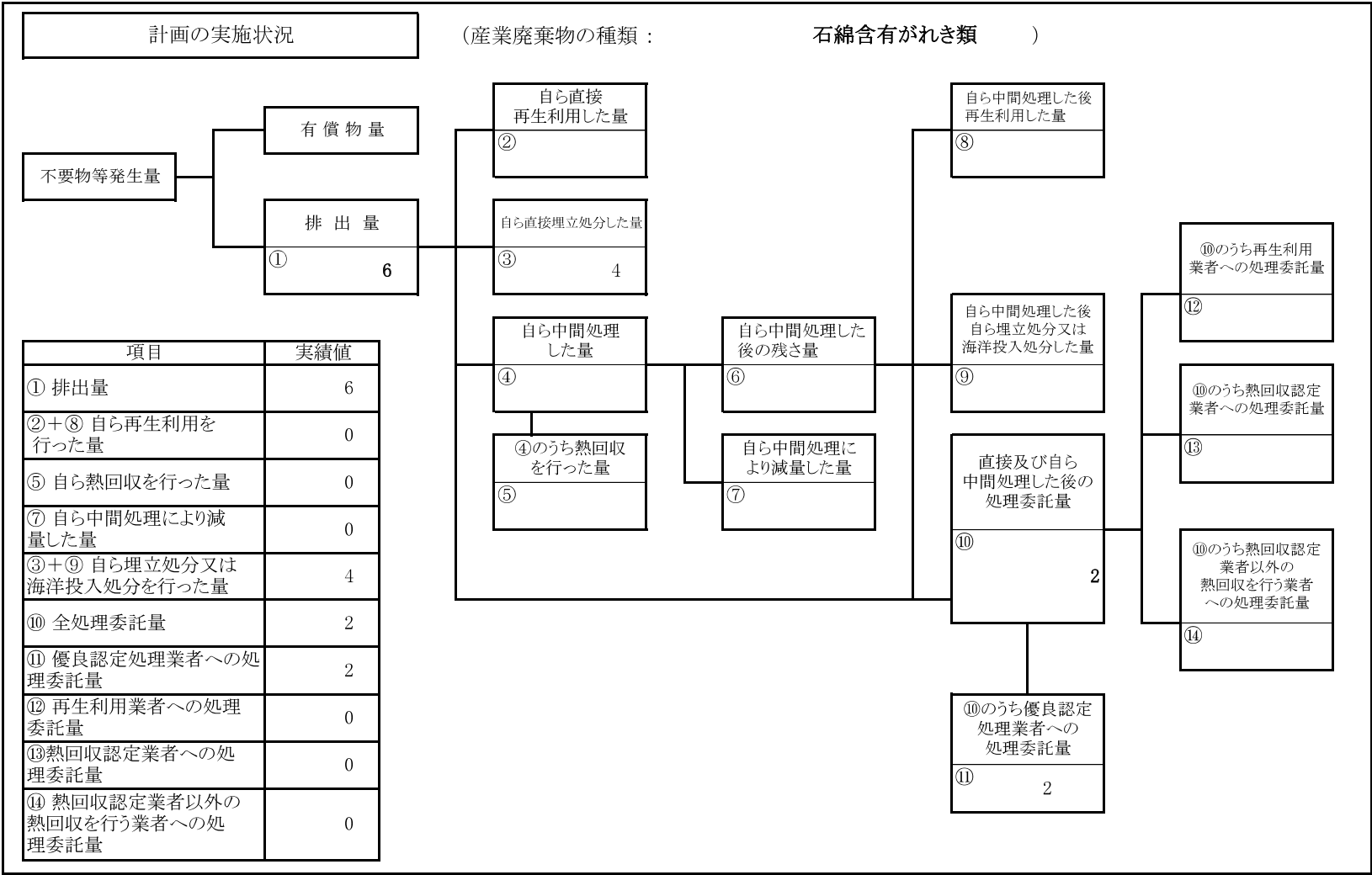
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



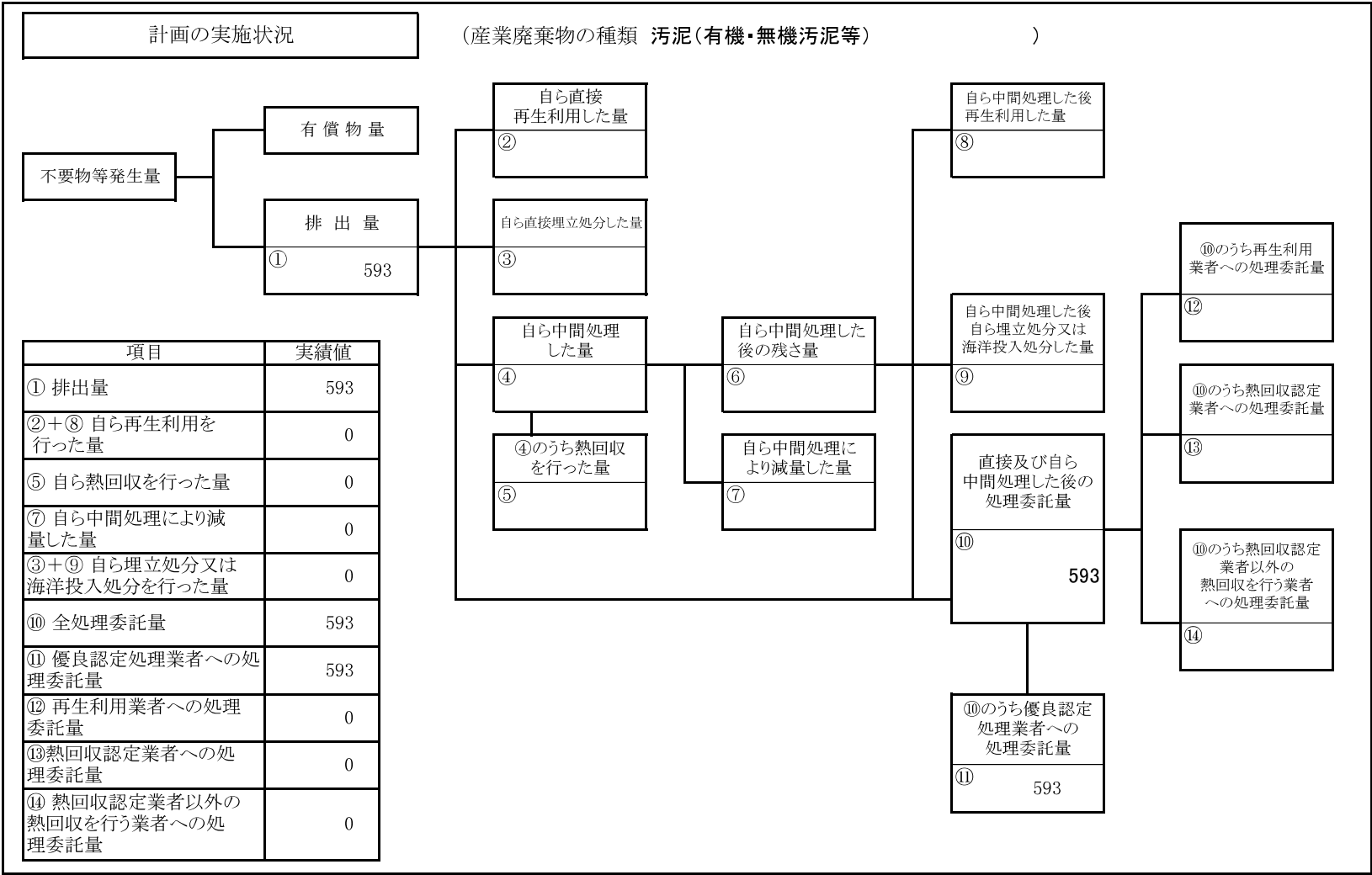
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

(第3面)

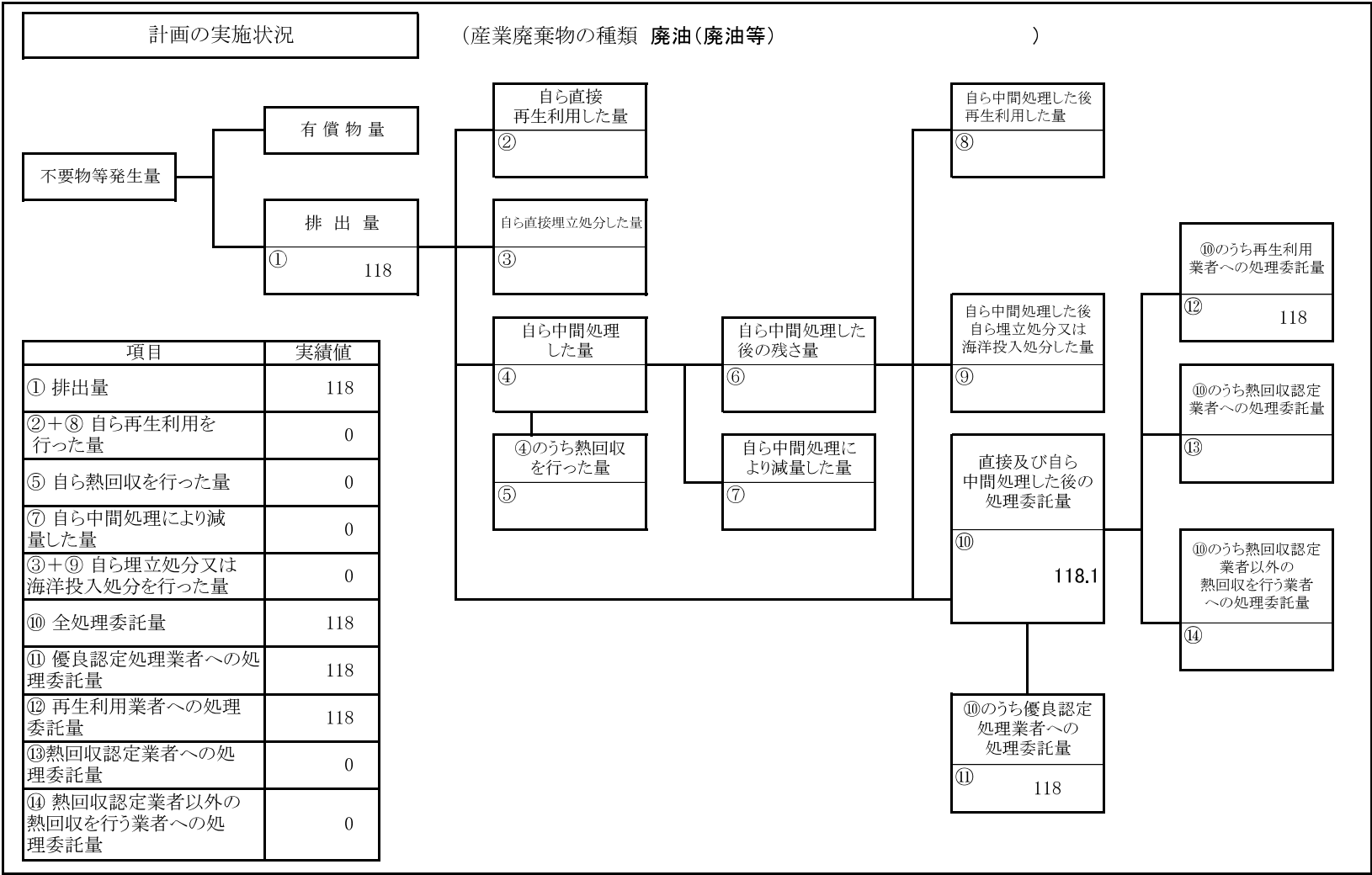
備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

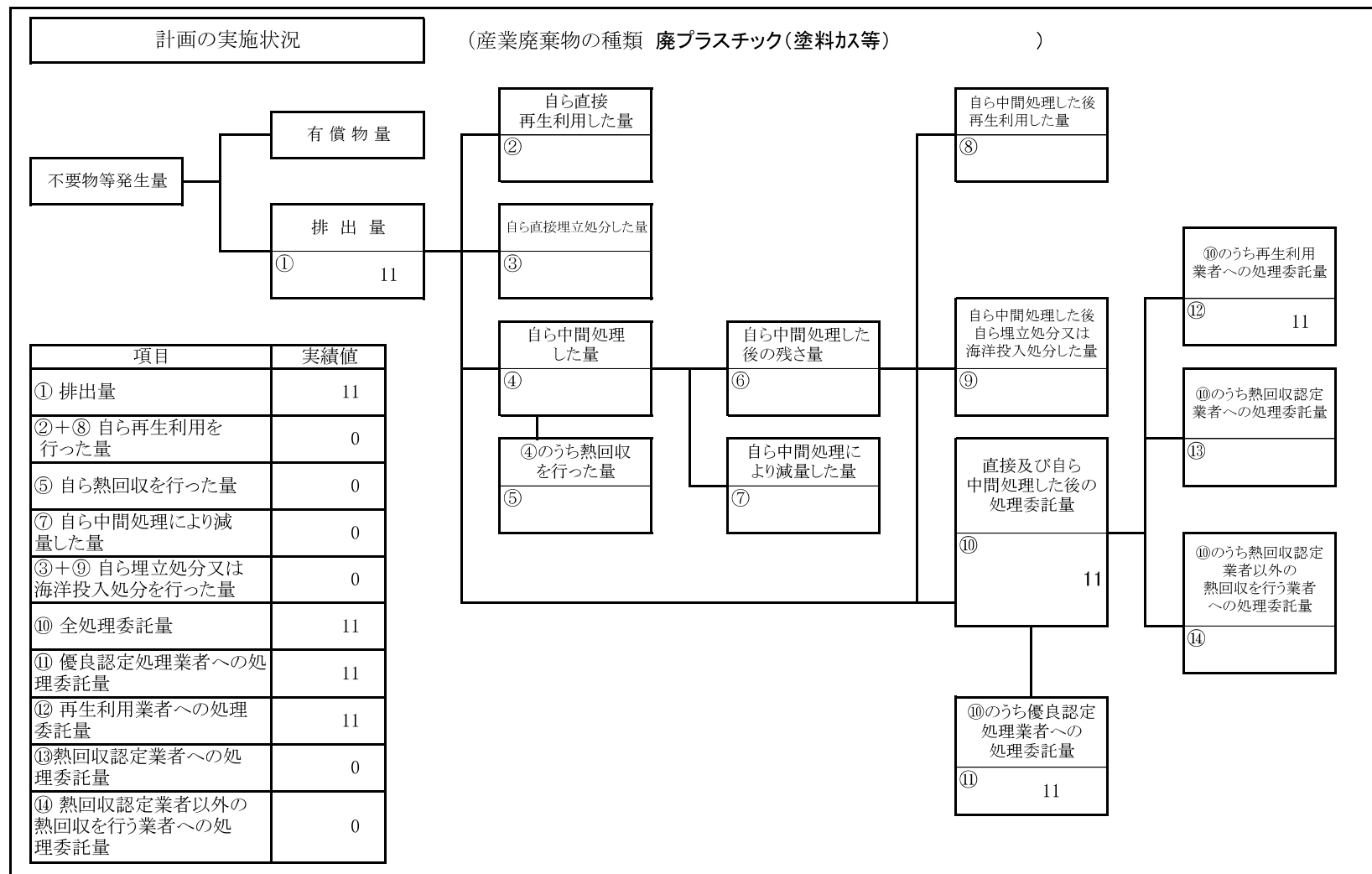
産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和6年6月21日			
豊橋市長 殿			
提出者			
住所 愛知県豊橋市明海町1			
氏名 トピー工業株式会社 豊橋製造所			
執行役員所長 上手 研二			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 0532-25-1111			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	トピー工業株式会社 豊橋製造所		
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町1		
事業の種類	鉄鋼業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	35259 t	全処理委託量	35259 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	8660 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	28250 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			



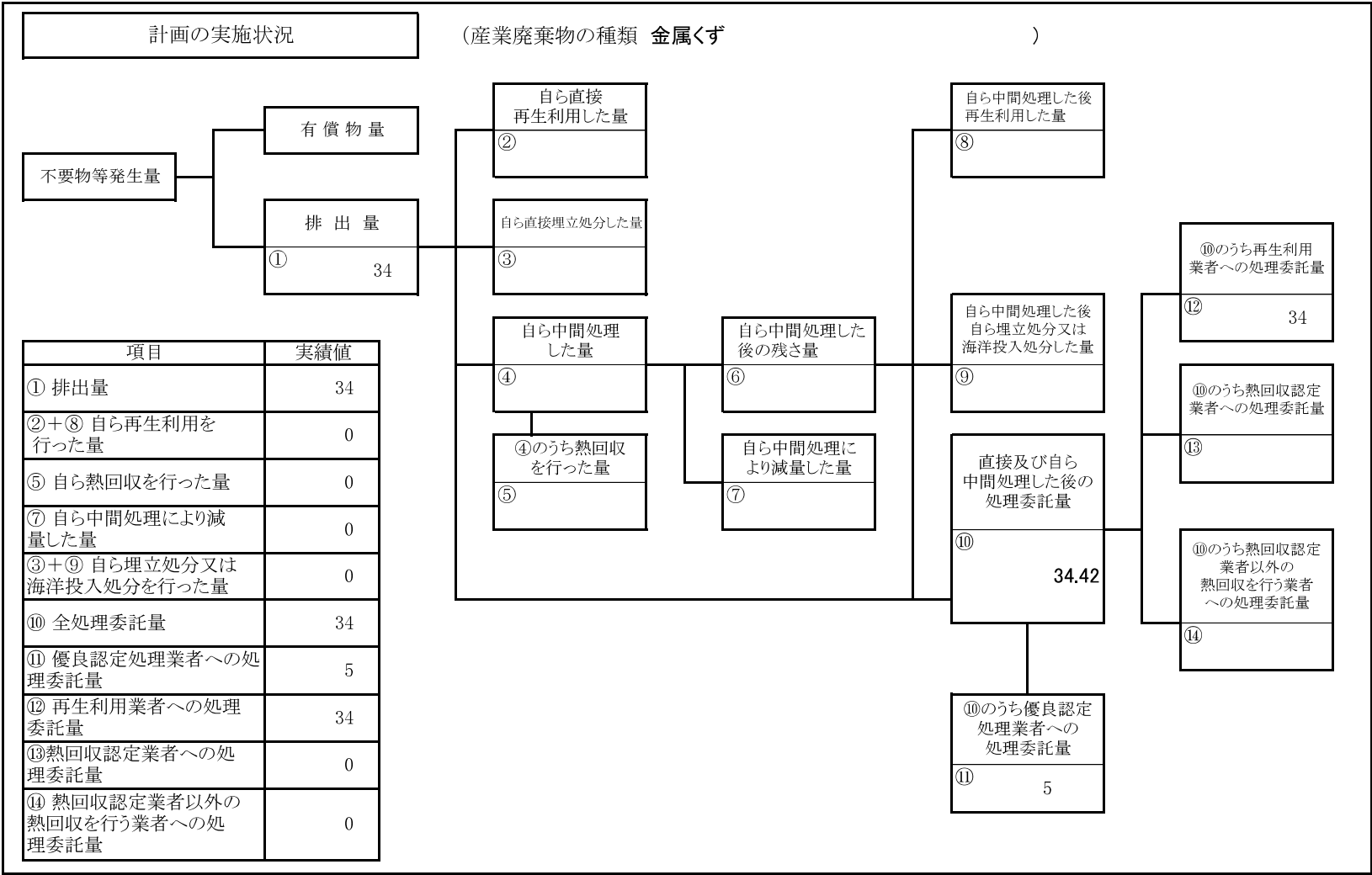
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



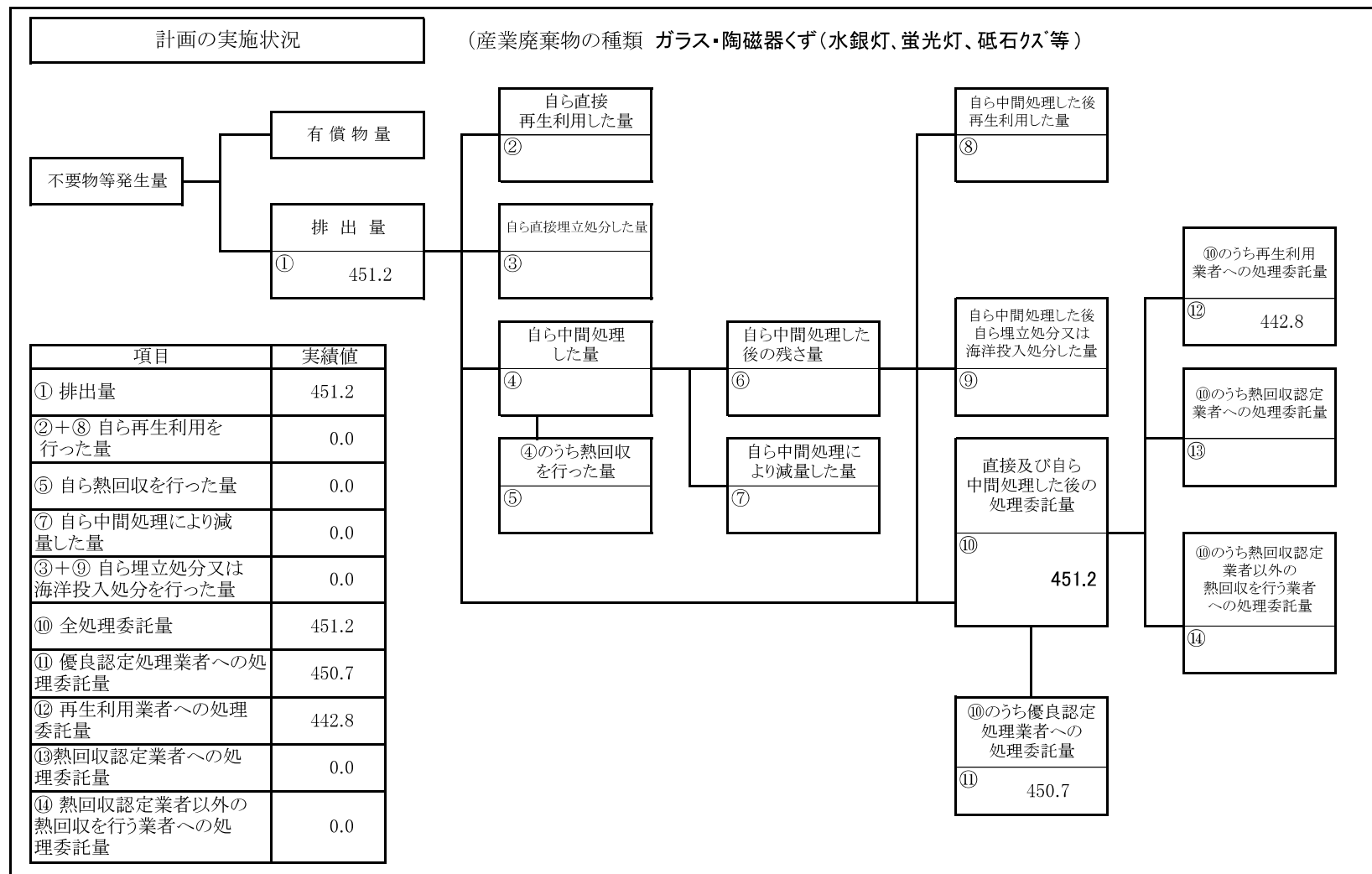
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

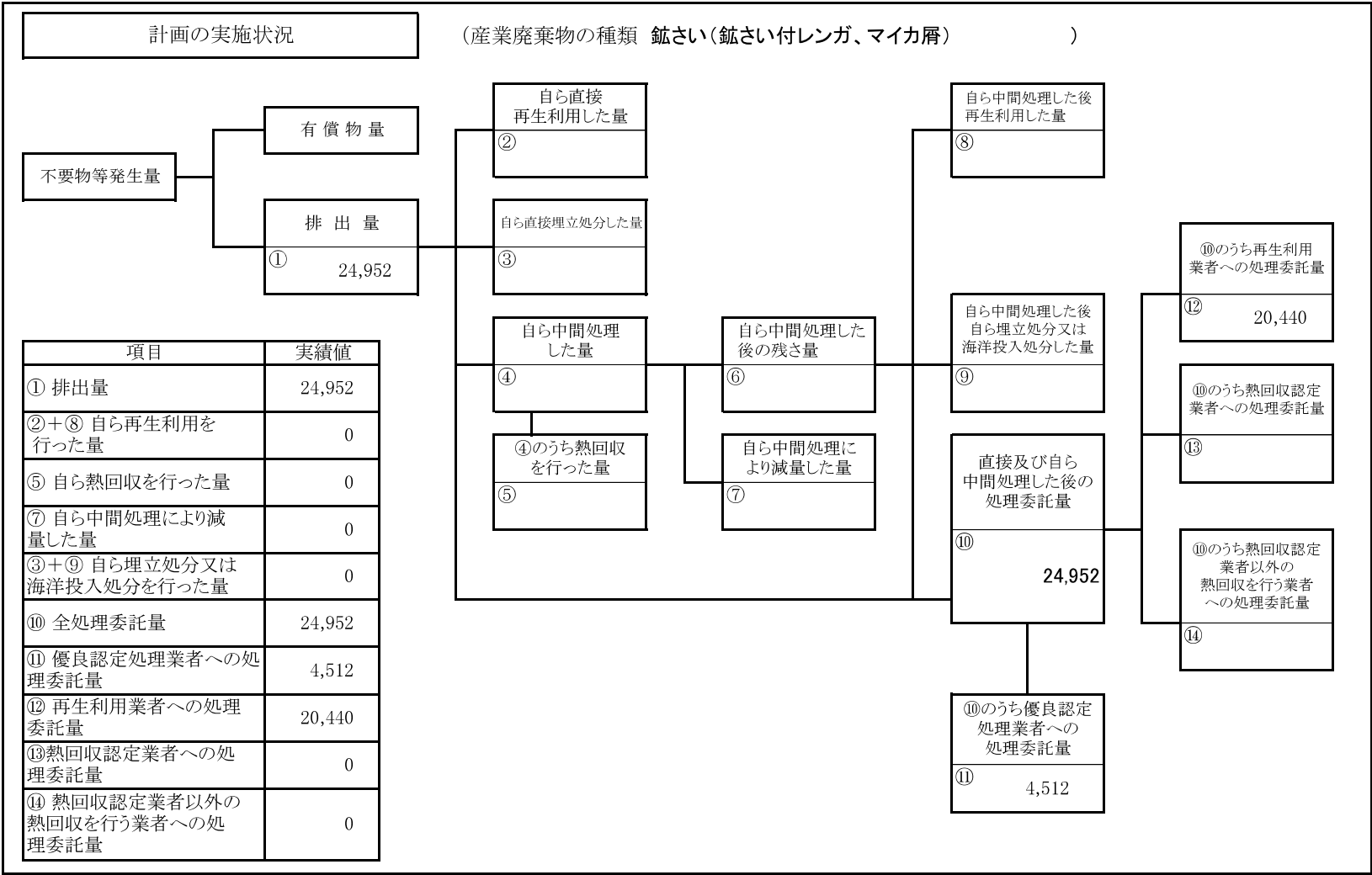


※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

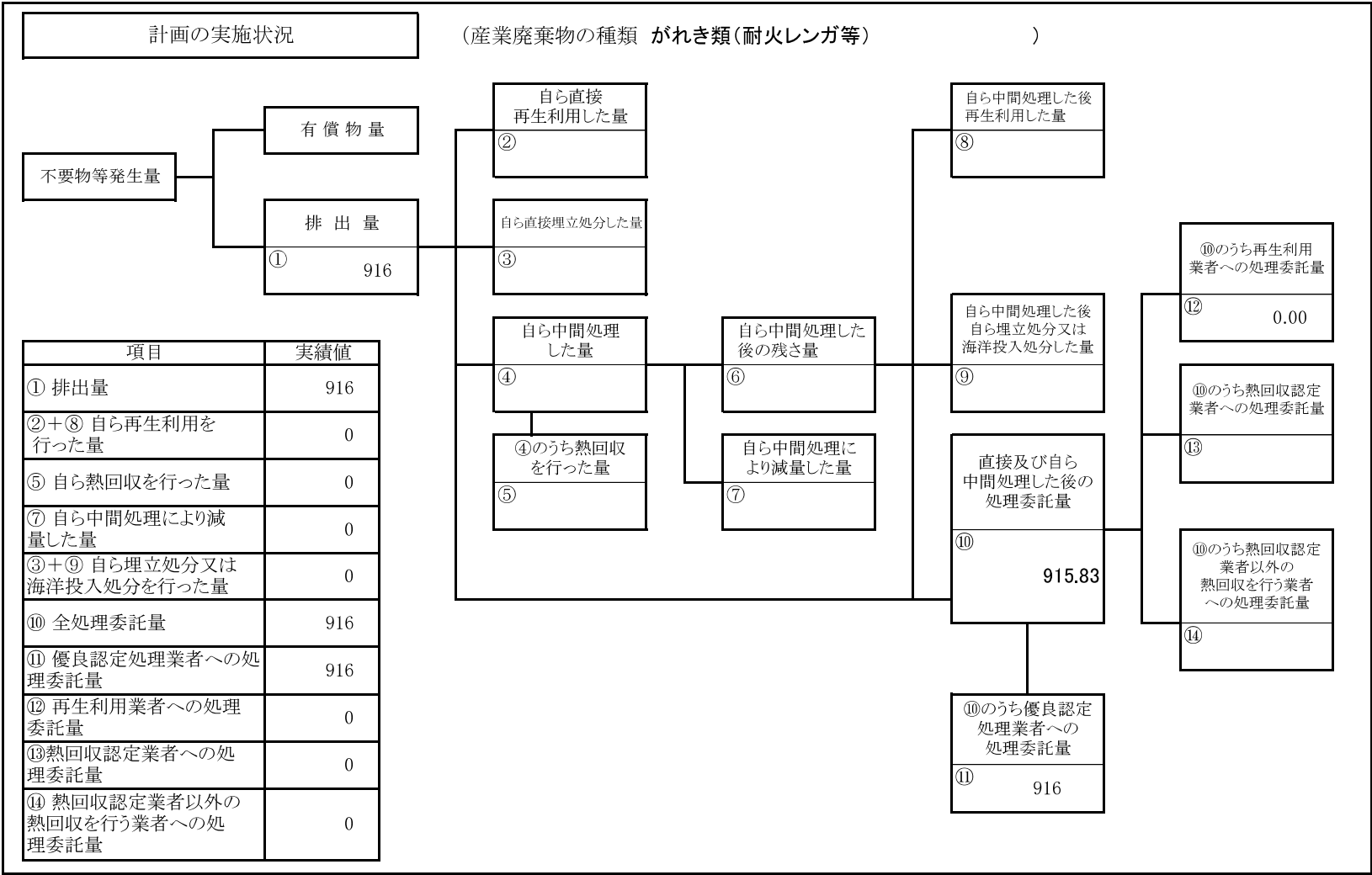


(第2面)

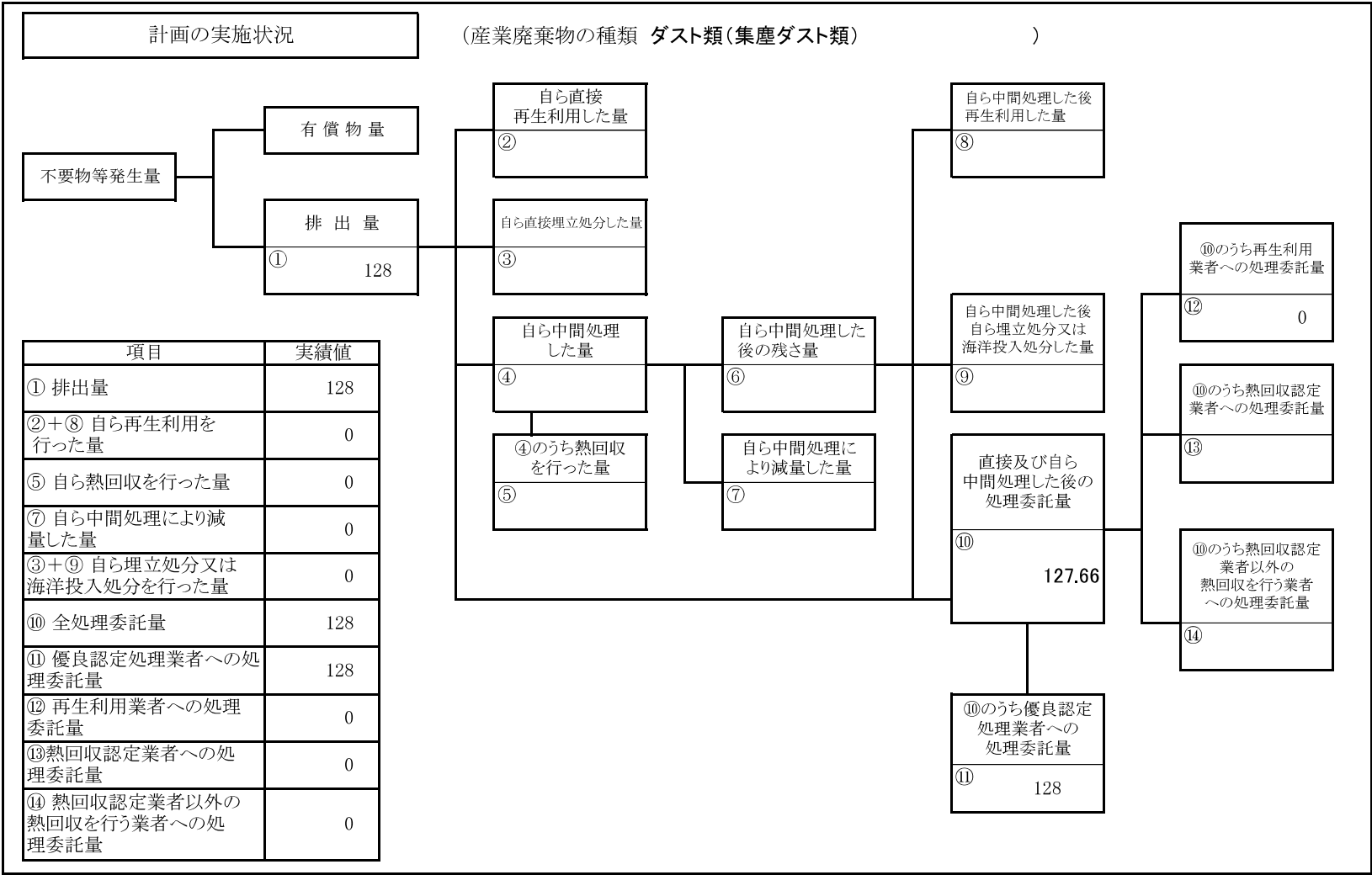
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



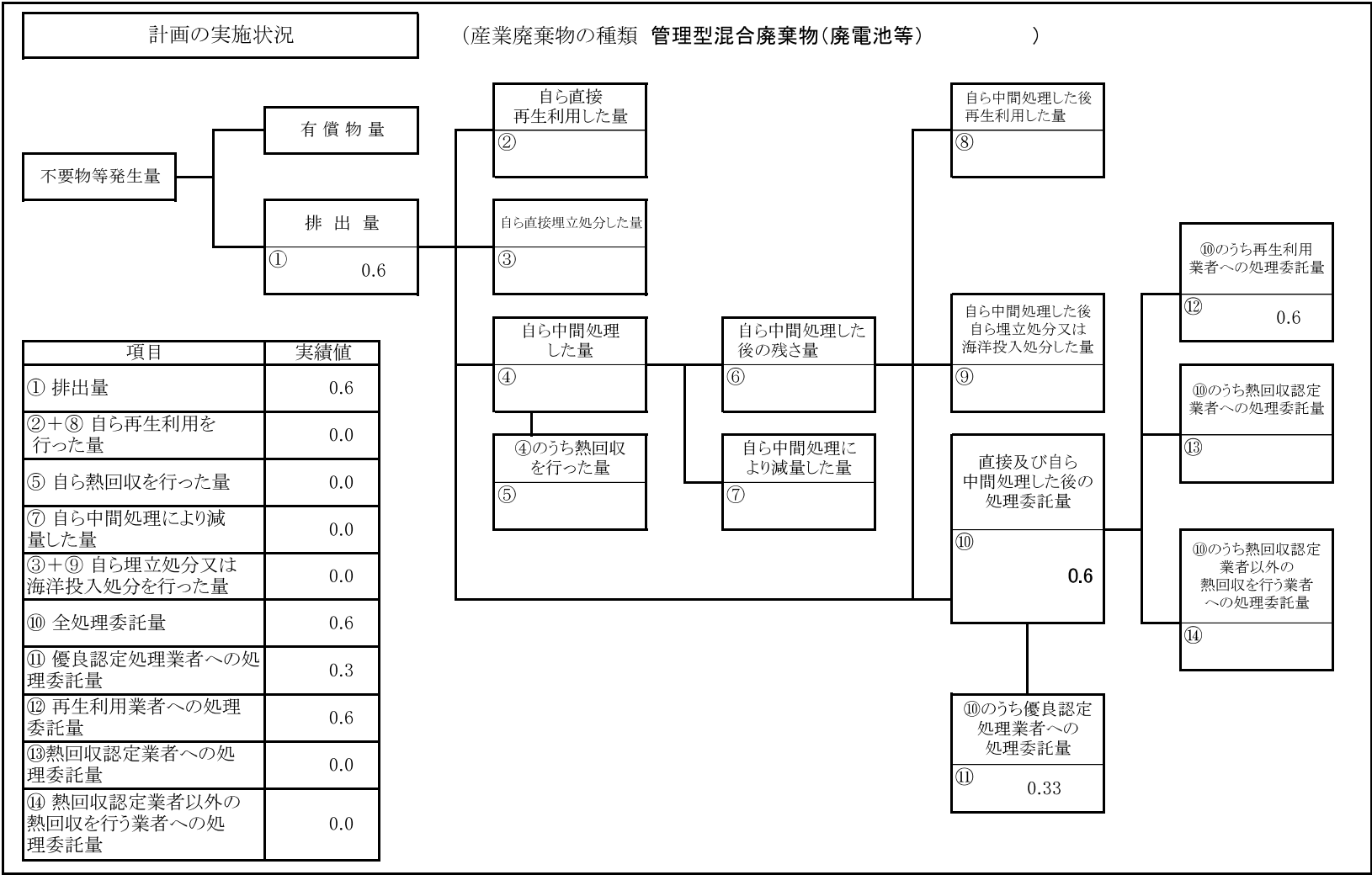
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



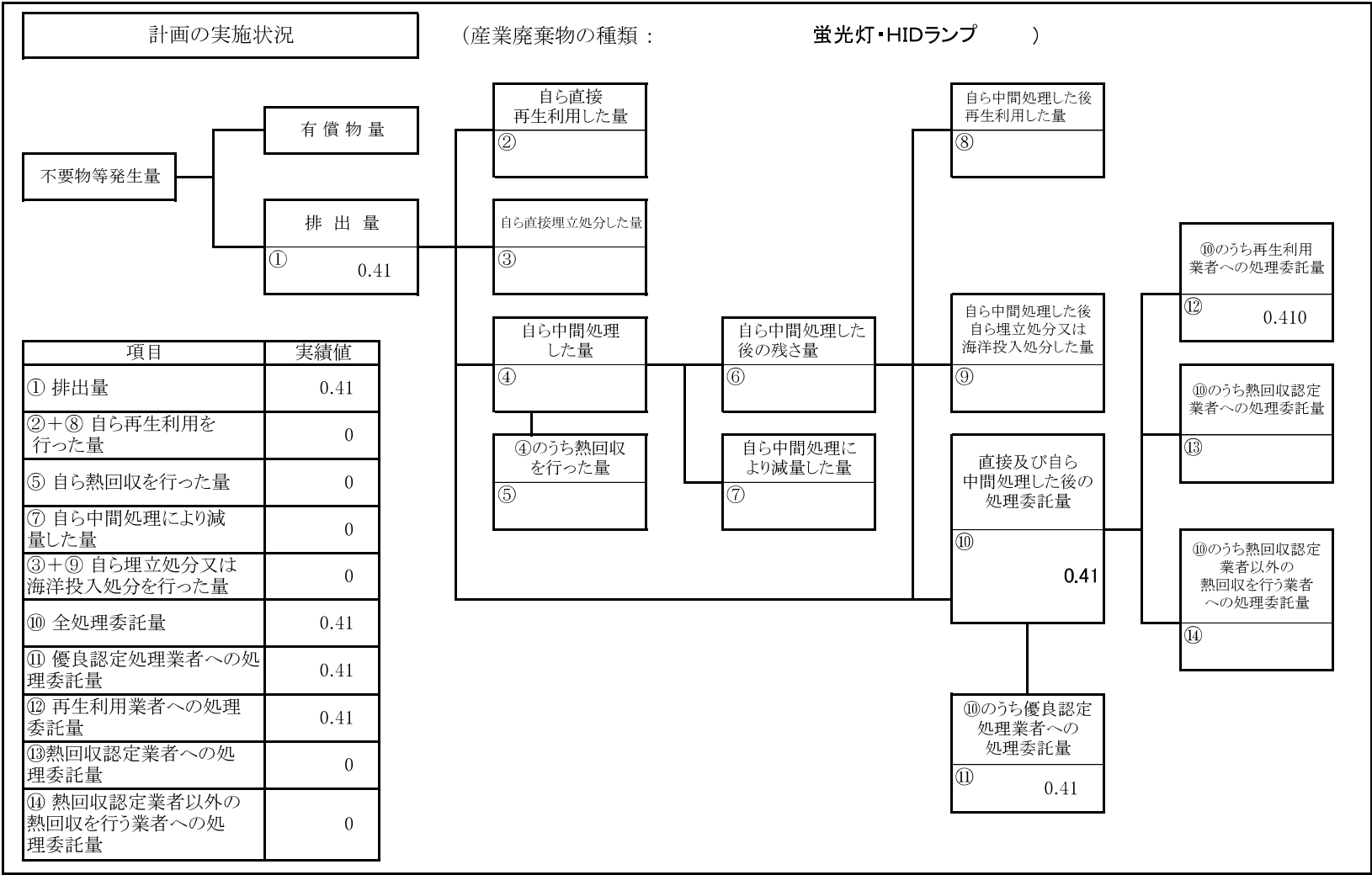
※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和7年 6月 1日			
豊橋市長 殿			
提出者			
住所 愛知県豊橋市西赤沢町郷ノ内160-1			
氏名 白井保夫			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 0532-23-1086			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、平成30年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	白井畜産		
事業場の所在地	愛知県豊橋市西赤沢町堂田387-2		
事業の種類	01 農業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和年4月1日～令和8年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2576.6	全処理委託量	1t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2573.6	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類：家畜の糞尿)					
不要物等発生量	有償物量		自ら直接再生利用した量		自ら中間処理した後再生利用した量		
			② 2573.6		⑧ 0		
排出量		自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量					
① 2573.6		③ 0					
項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量		⑩のうち再生利用業者への処理委託量	
①排出量	2573.6	④ 0	⑥ 0	⑨ 0		⑫ 0	
②+⑧自ら再生利用を行った量	2573.6					⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	
⑤自ら熱回収を行った量	0	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量		⑬ 0	
⑦自ら中間処理により減量した量	0	⑤ 0	⑦ 0	⑩ 0		⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0					⑪ 0	
⑩全処理委託量	0						
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0						
⑫再生利用業者への処理委託量	0						
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0						
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0						
				⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量			
				⑪ 0			

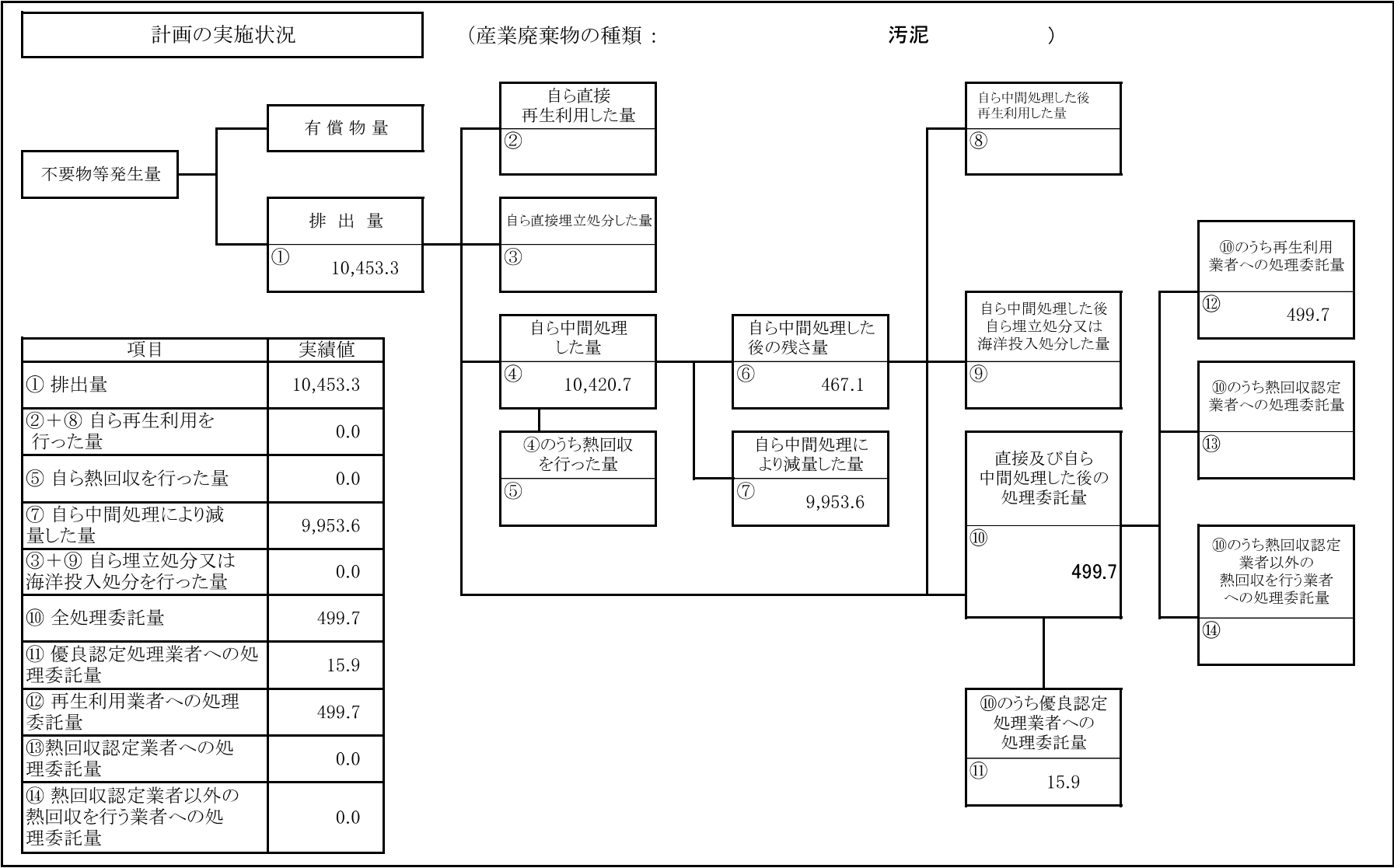
計画の実施状況		(産業廃棄物の種類：動物の死体)				
不要物等発生量	有償物量	自ら直接再生利用した量		自ら中間処理した後再生利用した量		
		② 0		⑧ 0		
	排出量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量				
	① 1	③ 0				
項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	
①排出量	1	④ 0	⑥ 0	⑨ 0	⑫ 0	
②+⑧自ら再生利用を行った量	0				⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	
⑤自ら熱回収を行った量	0	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑬ 0	
⑦自ら中間処理により減量した量	0	⑤ 0	⑦ 0	⑩ 1	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0				⑪ 0	
⑩全処理委託量	1					
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0					
⑫再生利用業者への処理委託量	0					
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0					
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0			⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量		
				⑪ 1		

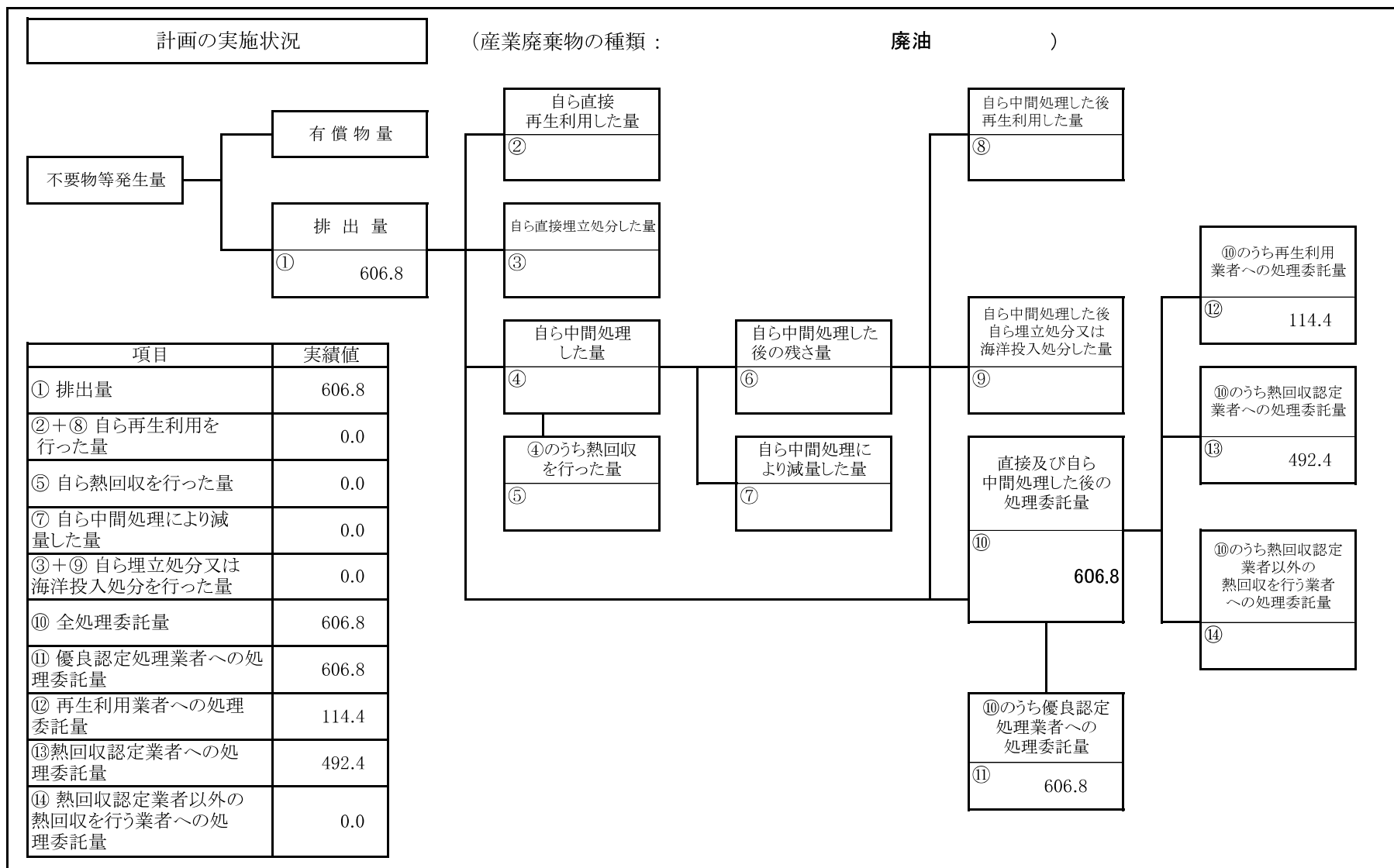
(第3面)

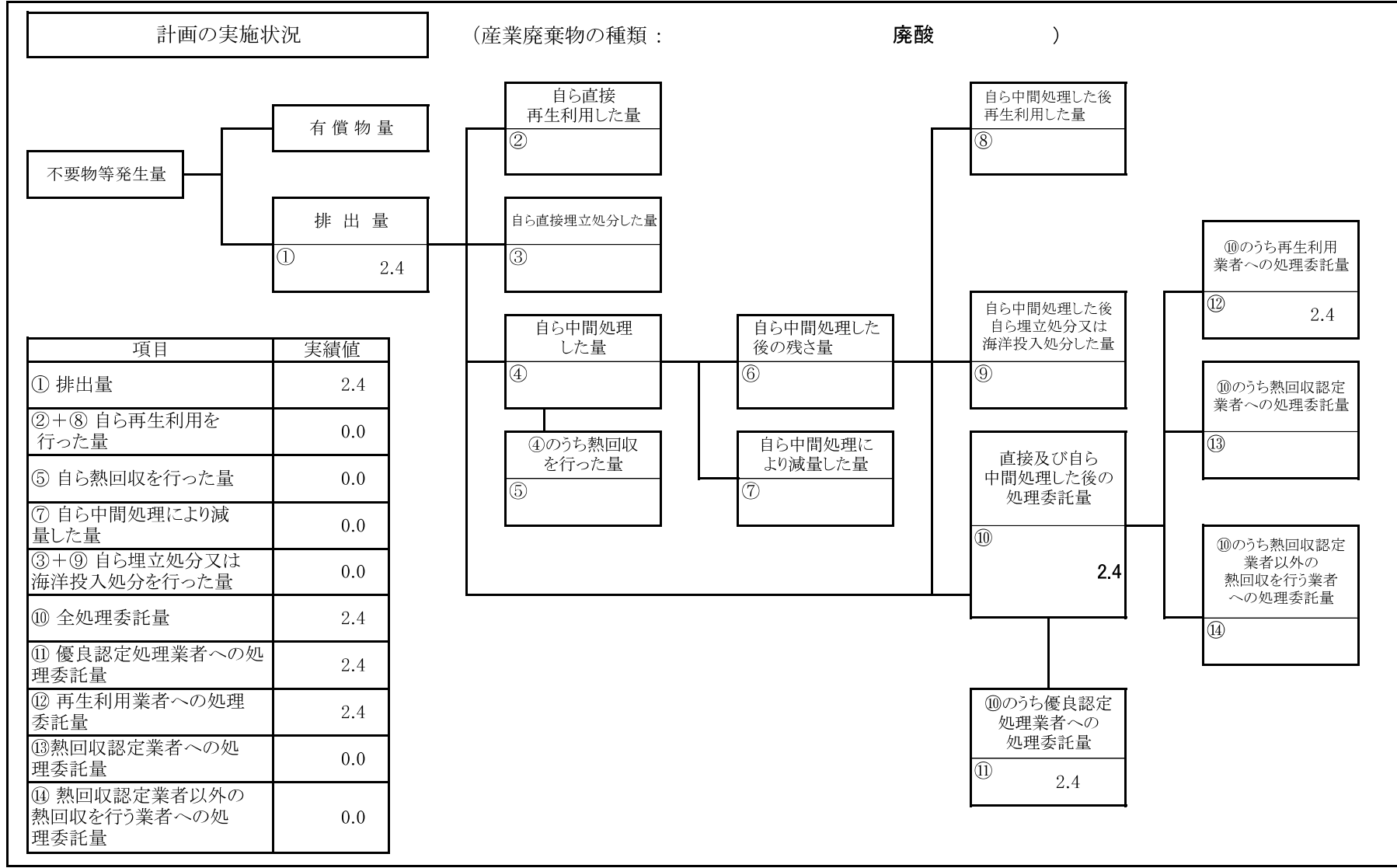
備考

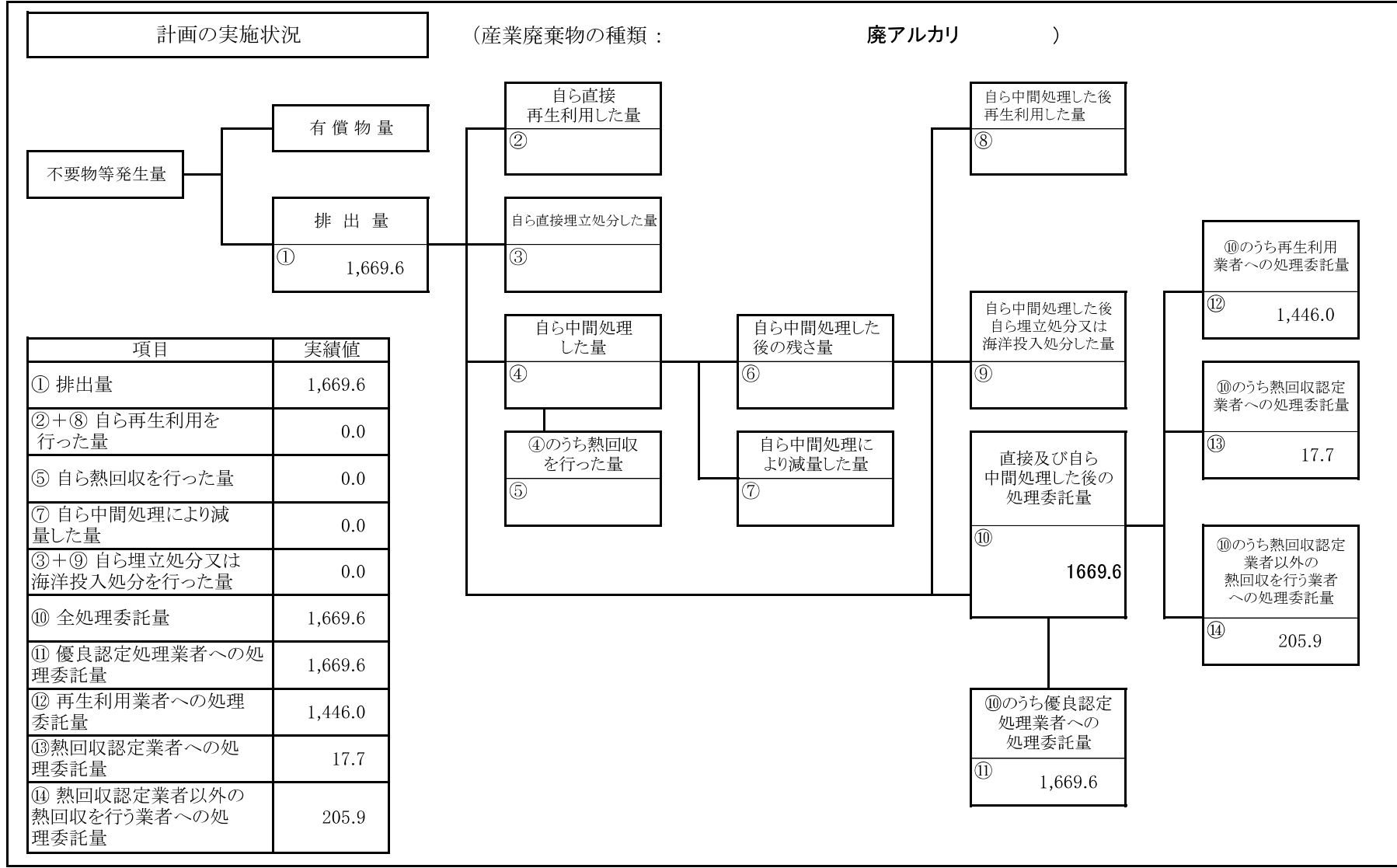
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付する。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書				
令和7年 6月 10日				
豊橋市長 殿				
提出者				
住所 愛知県豊橋市明海町4-51				
氏名 花王株式会社 豊橋工場				
工場長 宮野 真臣				
電話番号 0532-23-2711				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。				
事業場の名称	花王株式会社 豊橋工場			
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町4-51			
事業の種類	16：化学工業			
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日			
産業廃棄物処理計画における目標値				
	項目	目標値	項目	目標値
	排出量	12,851.8t	全処理委託量	2,931.6t
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	2,378.9t
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2,356.8t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	9,920.2t	認定熱回収業者への処理委託量	522.4t
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	19.8t
※事務処理欄				



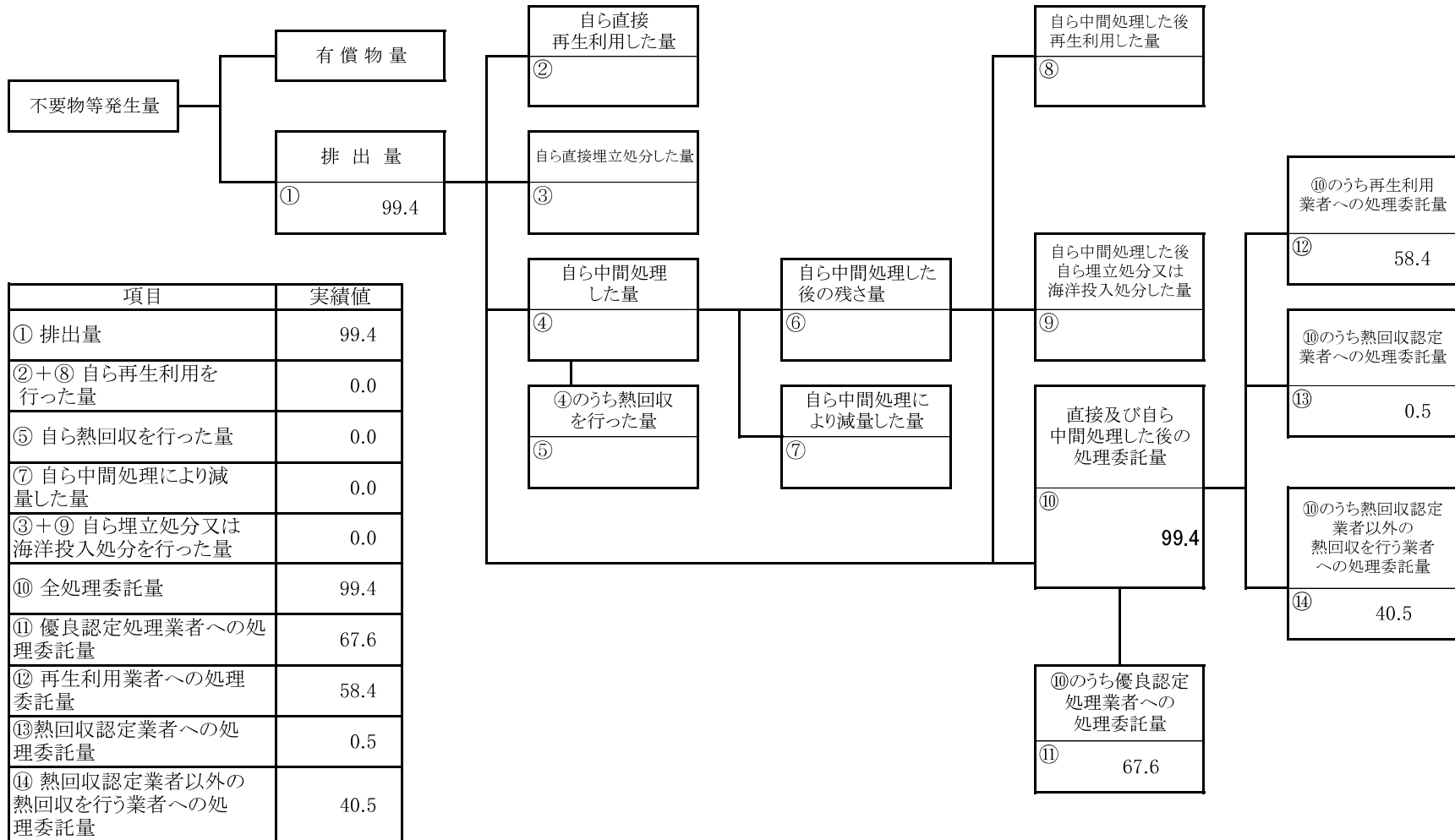


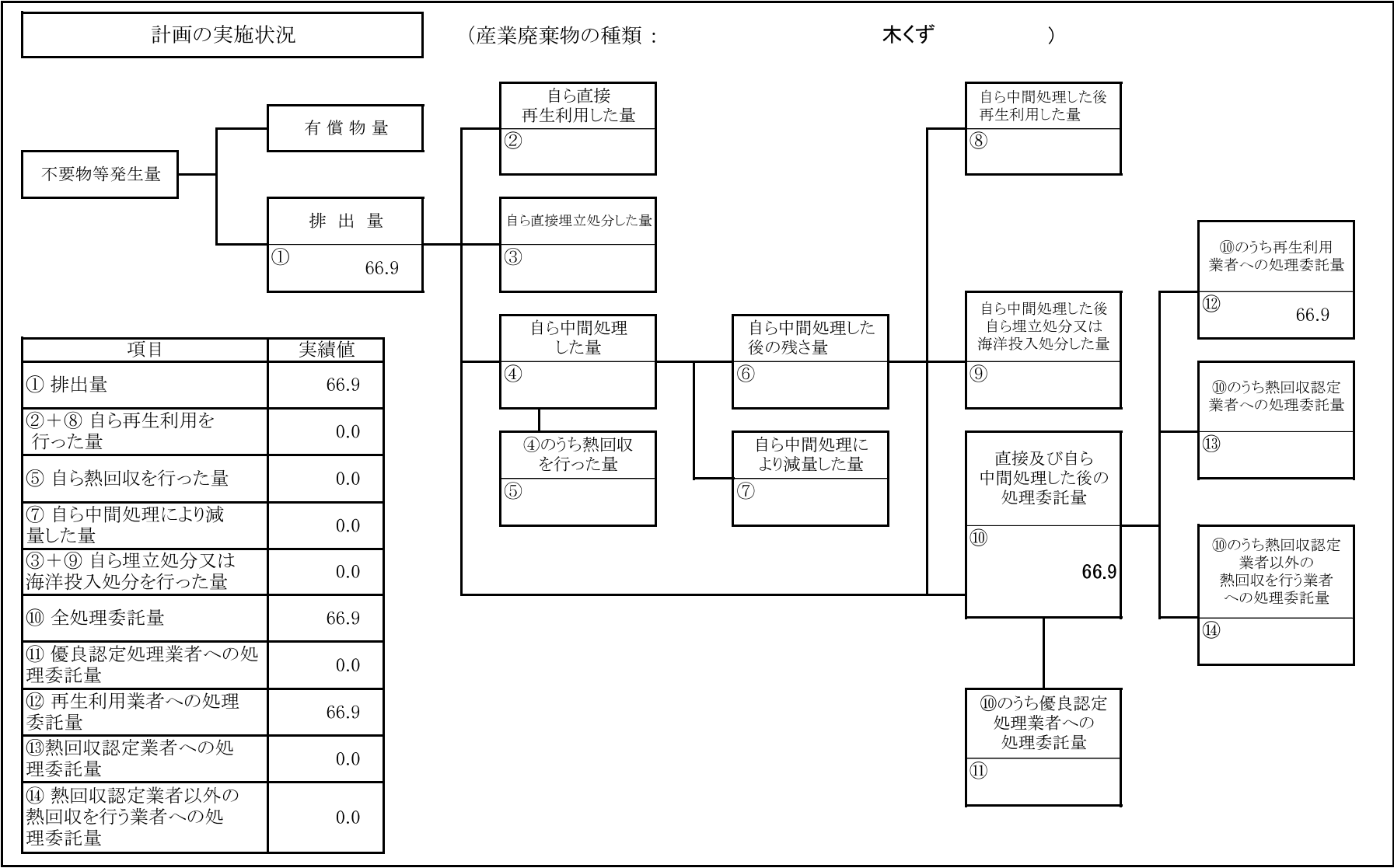


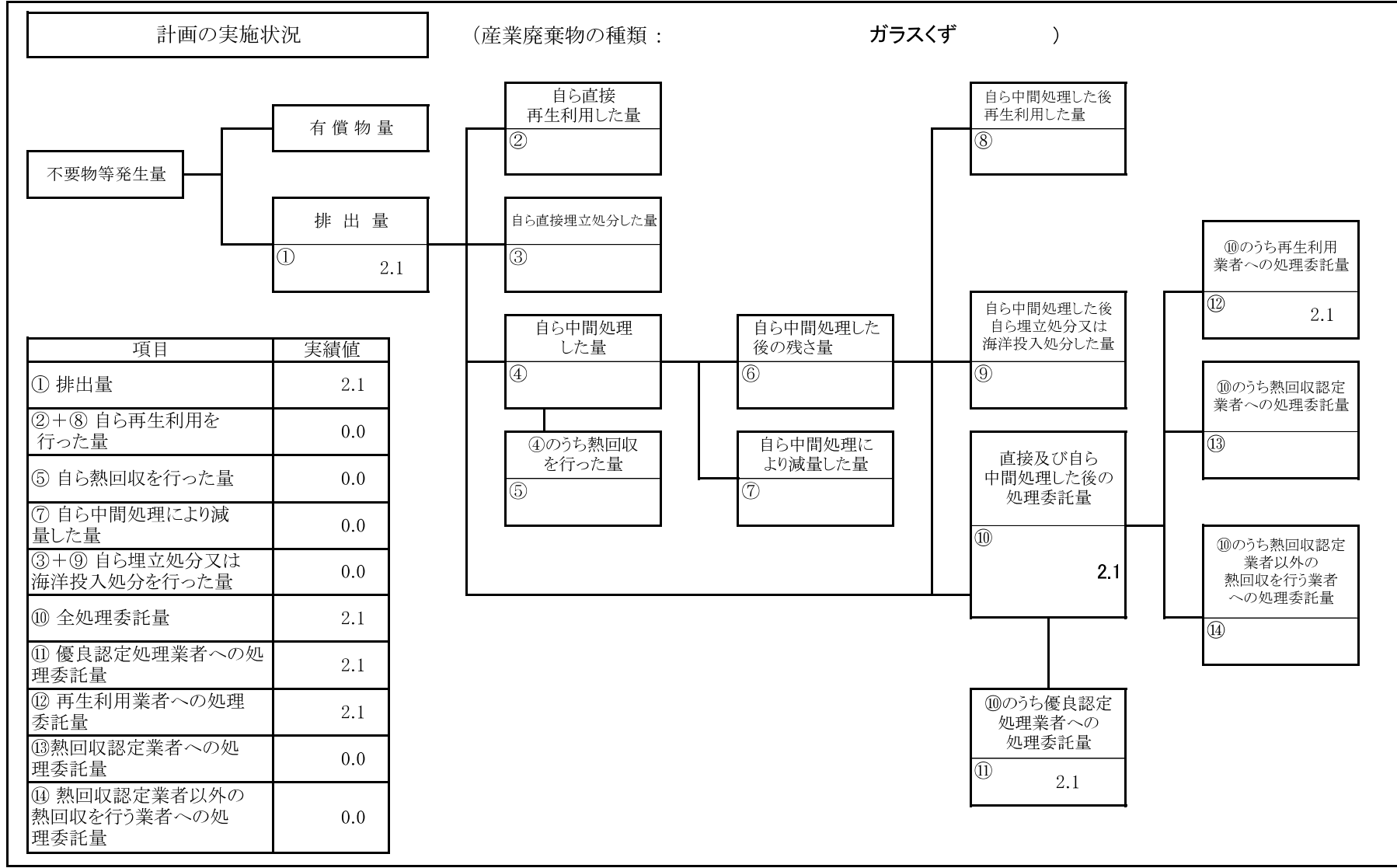


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック)





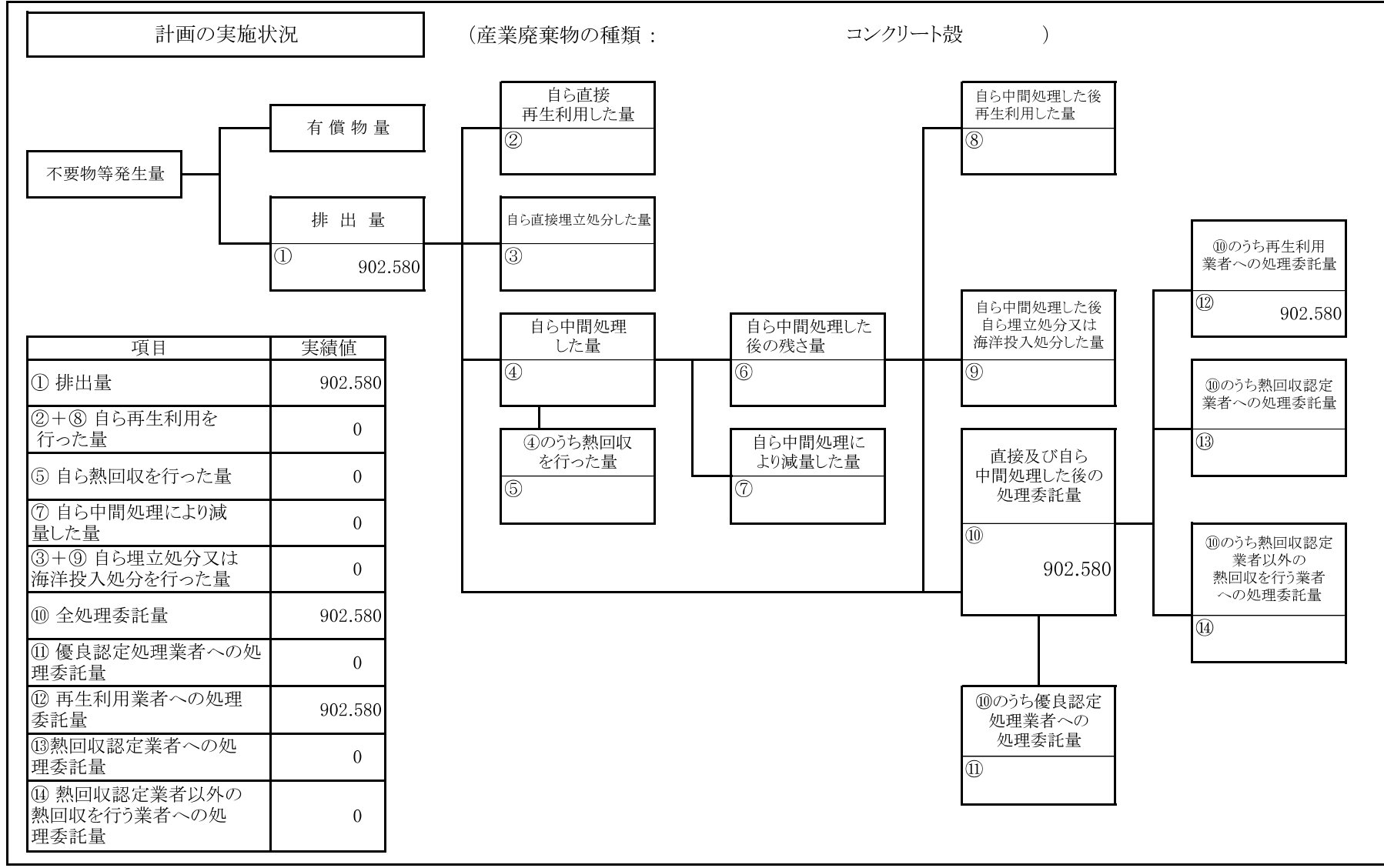


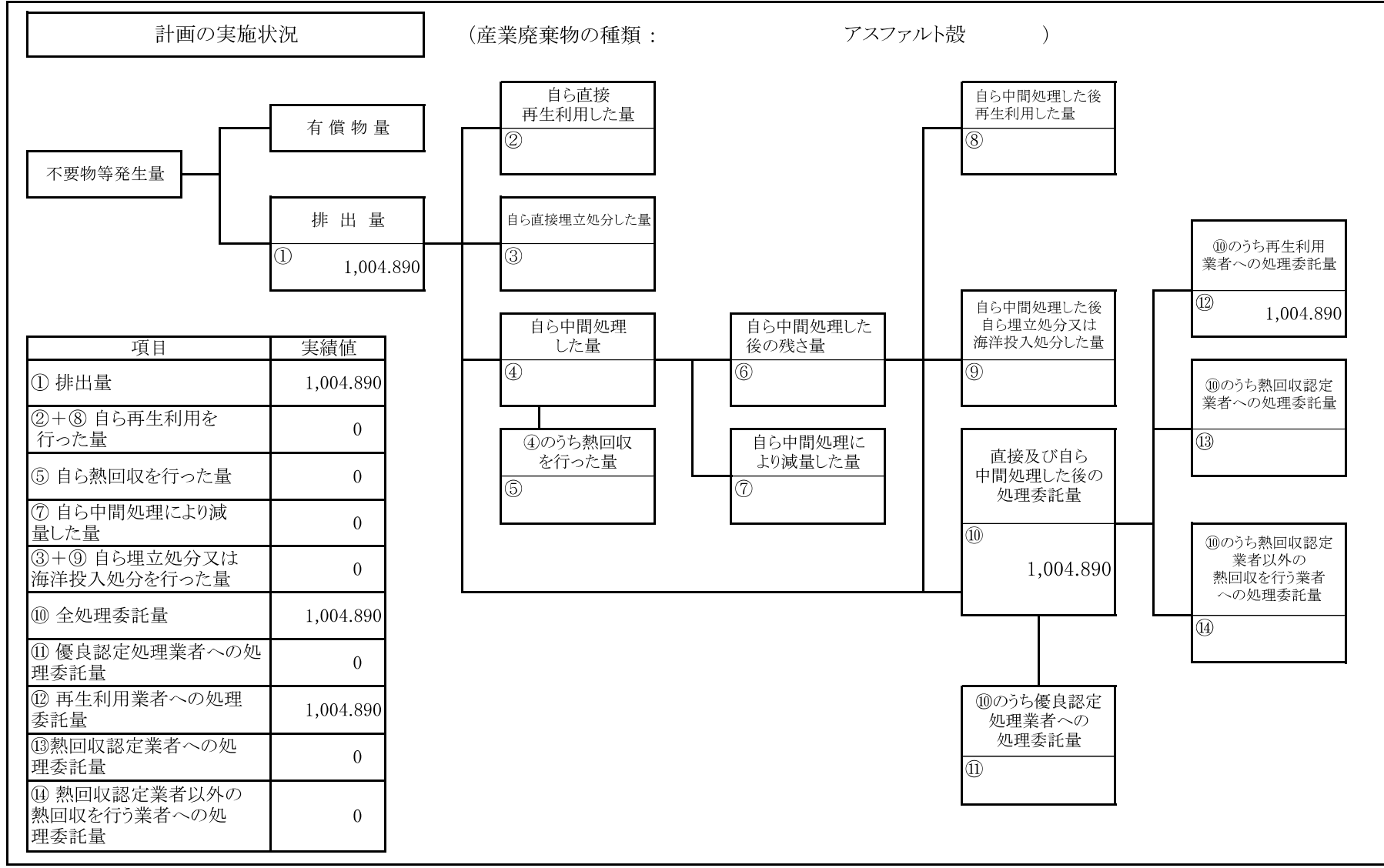
(第3面)

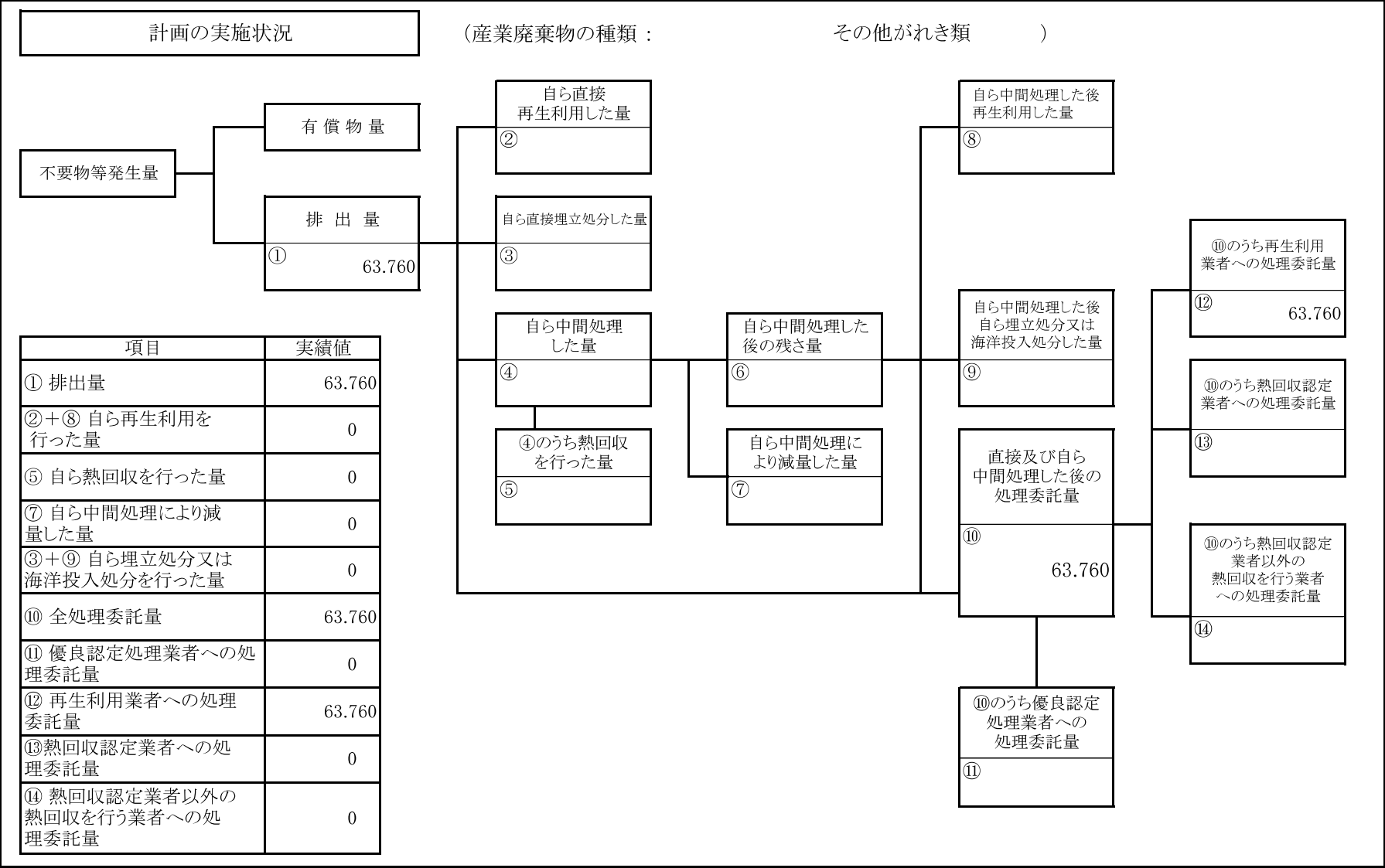
備考

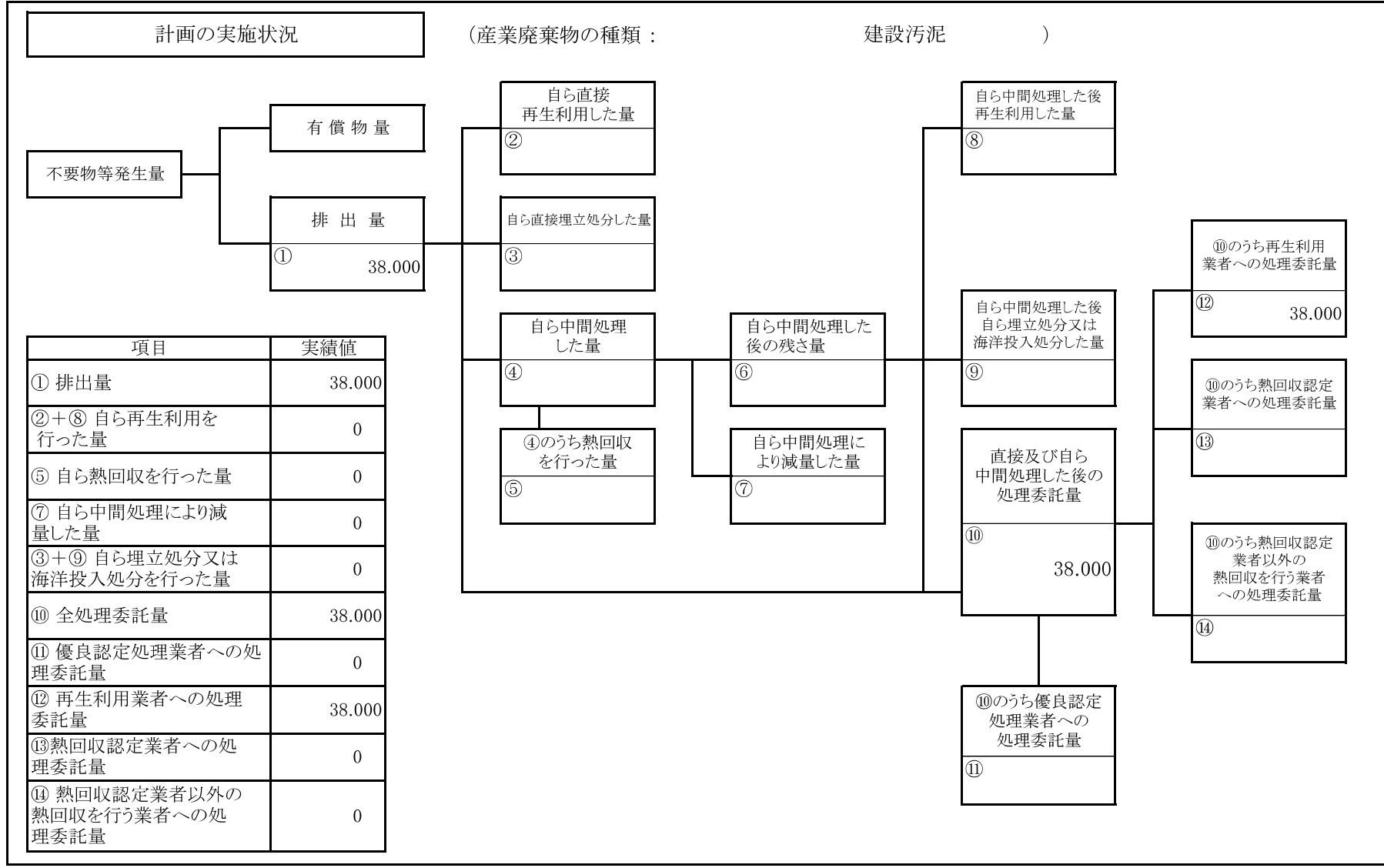
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
		7年	6月12日
豊橋市長 殿			
提出者			
住所 愛知県豊橋市草間町字平東68番地			
氏名 東海興業株式会社			
代表取締役社長 河合秀典			
電話番号 0532-45-5361			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	東海興業株式会社		
事業場の所在地	愛知県豊橋市草間町字平東68番地		
事業の種類	06：総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2265.600 t	全処理委託量	2265.600 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	225.300 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2040.300 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			









計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

木くず)

不要物等発生量

有 償 物 量

排 出 量

①

17.850

自ら直接
再生利用した量

②

自ら直接埋立処分した量

③

自ら中間処理
した量

④

④のうち熱回収
を行った量

⑤

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理に
より減量した量

⑦

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩

17.850

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫

17.850

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

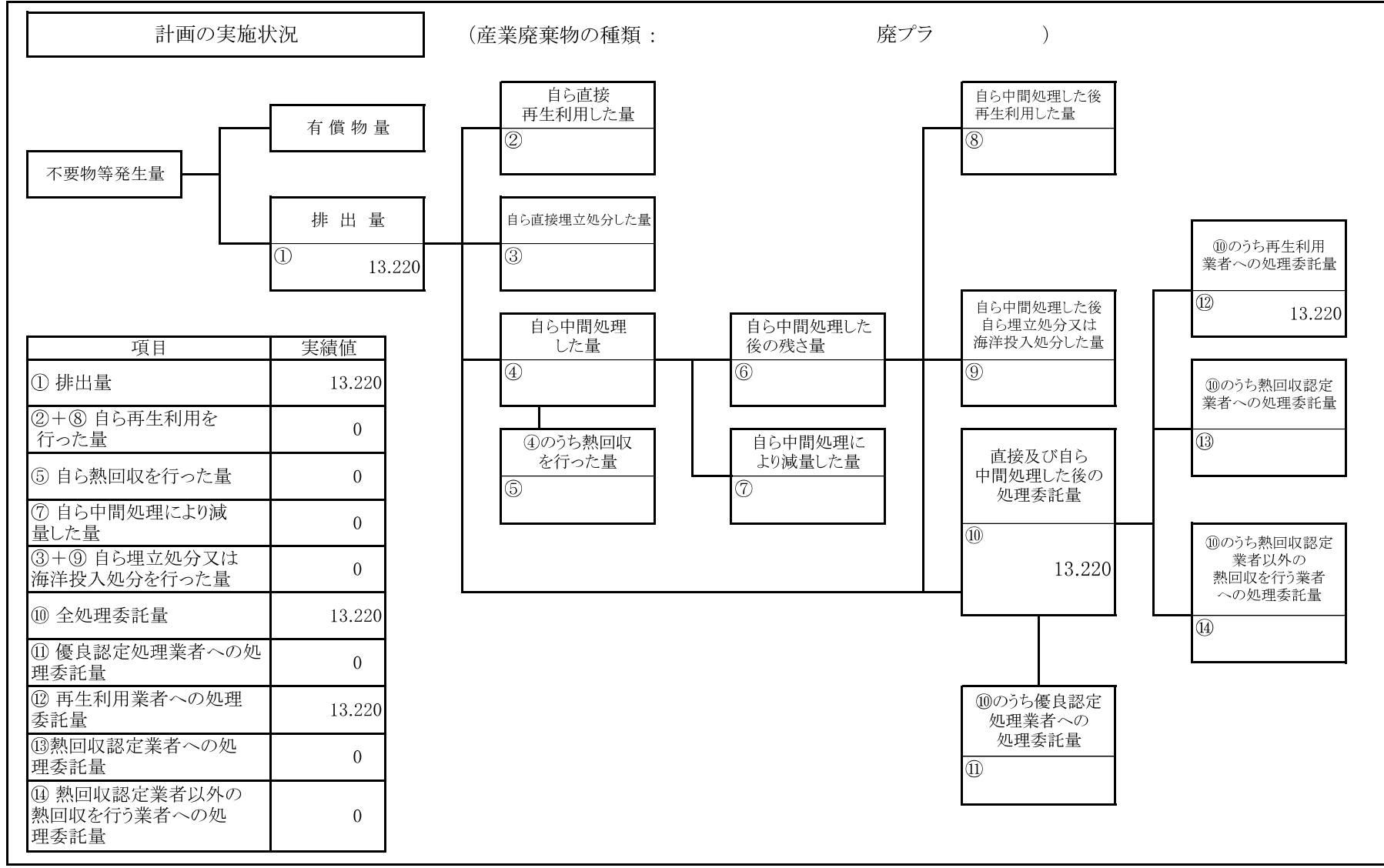
⑬

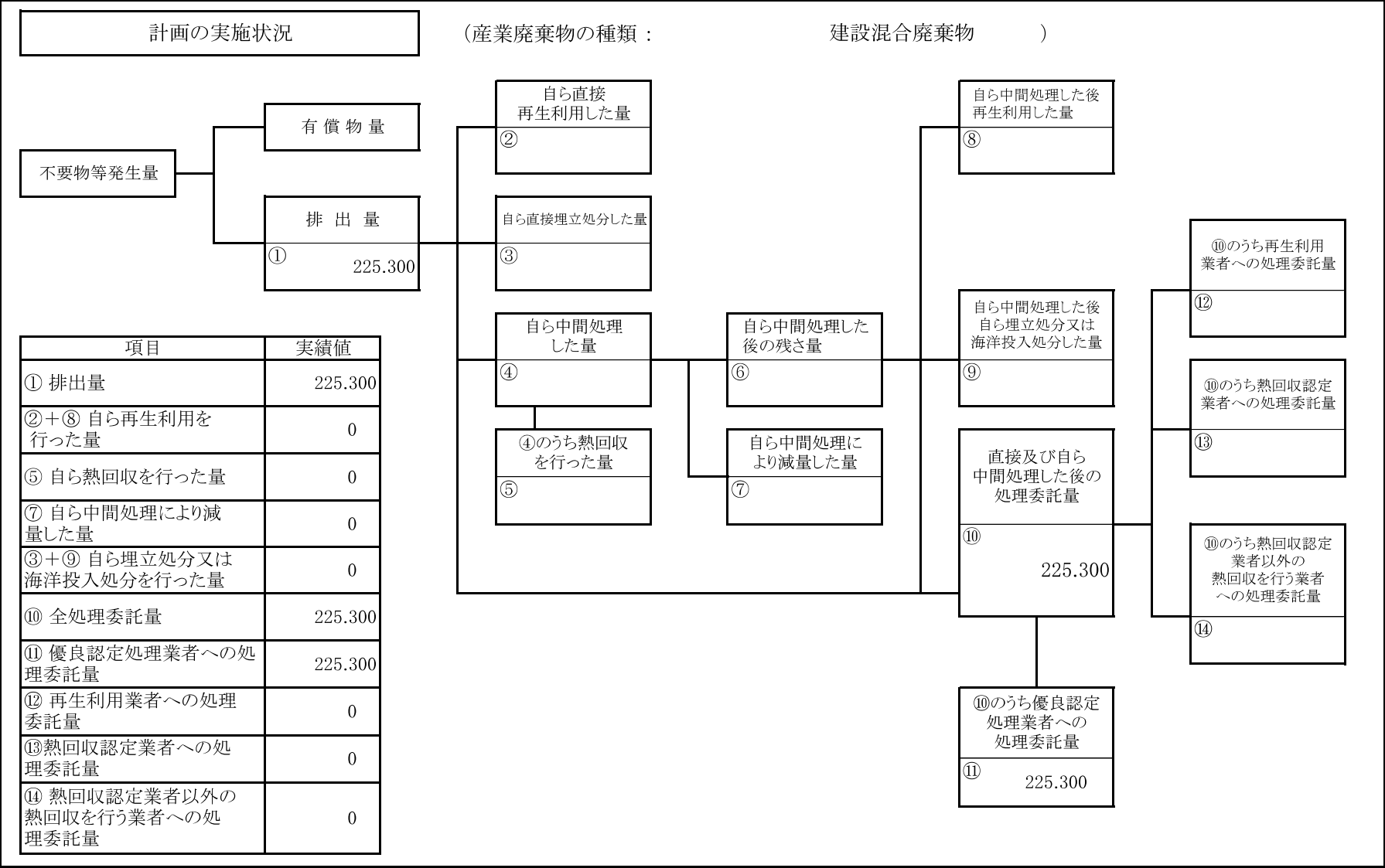
⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

項目	実績値
① 排出量	17.850
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	17.850
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	17.850
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(第2面)





(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。